

肥料工業は日露戦争直後より世界大戦期に異常なる發達を遂げた。而してその中心は過磷酸製造と、硫酸アンモニア製造であつたが、その需給關係は各々異り、前者の生産額は世界大戦期中に大體國內需要を満す迄に發達してゐたが、後者の生産額は世界大戦末期に於て需要の約四四パーセントを満す程度に過ぎなかつた。然るに世界恐慌の勃發と共に常に増大する生産と、一方需要の減退との間に矛盾が起り、この傾向は國內生産が需要を満す程度に發達を遂げてゐた過磷酸製造工業に於て特に甚しかつた。その結果一流肥料會社に於てさへいづれも減配、無配、缺損となり、資本合同の進行と、カルテル運動が現れた。即ち、大正十二年五月に大日本人肥（資本金一四、〇〇〇千圓）、日本化學肥料（同一三、〇〇〇千圓）、關東硫曹（同五、〇〇〇千圓）の一流會社の大合同が成立し、大日本人肥は資本金二千二百四十萬圓（全額拂込済）の大會社になつた。又カルテル運動は、既に日露戦争後に現れ、明治四十一年五月に關西三會社の共同販賣會社の設立をその先驅とし、四十二年五月人造肥料聯合會が前記共同販賣會社の解散の後に成立したが、世界大戦期の好況時代には有力な活動をなさず、大正九年、即ち恐慌勃發の年に人造肥料聯合會を母體として別に過磷酸同業者會が成立してカルテルが強化され、大正十一年三月より生産制限の實施に入り、翌十二年には五割乃至六割の操短を行ひ、價格の吊り上げを行つた（土方成美「日本經濟研究」上卷七二九―七三二頁参照）。又一方硫酸の製造は、戦前には日

本窒素肥料株式會社（明治三十九年創立）の水俣工場（明治四十三年創業開始）、同社の鏡工場（大正三年操業開始）の二工場であつたが、大戦中に電氣化學工業株式會社（大正四年創立）の北海道苫小牧工場、大牟田工場、伏木工場、青海工場等が操業を開始し、その後大正十年に大同肥料株式會社、大正十一年に苫小牧電化工業株式會社（但し工場は日本窒素肥料株式會社の苫小牧の工場）、大正十三年に北越水力電氣株式會社等が石灰窒素又は硫酸の製造を開始し、資本並にその生産額が著しく増大した（農林省農務局「主要販賣肥料に關する調査」一―二頁参照）。

次に産業組合購買事業に於ける全國聯合組織成立の主體的條件を検するに、恐慌後聯合會組織が急速に進展し、聯合會數と所屬組合數が増加した。購買額に於ける系統機關の利用増加は未だ顯著でなかつたが、聯合組織化の著しい展開は、恐慌期に於ける特徴であつた。購買事業に於ける系統機關組織及びその利用狀況を示すと左の如くである。

購買事業に於ける系統機關組織化の傾向（大正八年―同十二年）

購買組合	組合數	購買額	聯合會數	購買額	所屬組合數	購買組合對聯合會	聯合會對所屬組合
	千圓	千圓		千圓		%	%
大正八	八、二二	一五、〇三	七二	九、三八	二、八六	六・二	三五・三

同九	八、九三	一五、〇六一	一一〇	六、七六	三、九八七	四・四	四四・七
同一〇	九、四三七	一一七、五五三	一三〇	六、七四一	四、五四七	五・七	四八・二
同一一	九、五三五	一二三、七二五	一四六	七、七九三	五、一七四	六・三	五五・八
同一二	九、七四二	一三三、八〇三	一四七	七、八八九	六、二二四	五・九	六三・八

(前掲「産業組合要覽」第二十一次により作成)。

購買組合の全国的聯合組織の計畫は、産業組合の間には早くよりその要望があり、明治四十二年組合法改正以後中央會の事業に關する勅令の規定により、第二部の事業として中央會が所屬組合のために購買事業を行ひ得ることとなり、肥料其他の卸賣に關し二、三の具體案が立案されたが、實現の機會を得なかつた。その後大正九年に至り中央會が農商務省より物資仲介斡旋事業擴張費補助(年額二萬五千圓)を受け、同年九月より東京及び大阪の二箇所にて物資仲介斡旋事業(肥料の卸賣)を開始した。次に大正十年五月大分市に開催した産業組合聯合會協議會に於て、購買販賣に關する中央機關設置に關する調査を中央會に對して要請し、同年九月中央會に於て調査委員會を設置した。同調査委員會は十一年七月調査を完了し、十二年一月調査報告書を發表した。

産業組合中央會は右の調査書を發表すると共に、聯合會設立の準備を進め、同年四月十九日設立總會を開催し、五月八日設立許可申請をなし、同月十四日許可の指令があつた。

同年八月十八日登記の届出をなし、九月一日事業を開始した。而して、設立された聯合會は中央會の物資仲介事業を引繼いだ。

全國購買組合聯合會(略稱全購聯)は、設立當時は七十七聯合會と二百三十四の購買組合に依つて組織されたが、同年末には加入組合が増加し、聯合會九十四、組合四百六十九、計五百六十三となり、爾後逐年加入組合が増加した。

産業組合中央金庫 産業組合の金融中央機關の設立は、産業組合の間には早くより要望されてゐたが、世界恐慌前には實現の機會を得なかつた。然るに世界恐慌の勃發以後その影響が深刻にして農村機構が全面的に分解の危機に瀕し、それが政治上に反映するに至つた。即ち、大正十二年の第四十六議會に於ける所謂「農村振興問題」がそれであり、右の如き事態に對應して政友民政兩政黨の提携により「農村振興に關する建議」案が可決され、又別に政友會より提出したる産業組合中央金庫法案が同議會を通過して産業組合中央金庫が設立されるに至つた。

抑も産業組合中央金庫の機能は、單に組合相互間に於ける金融の疏通を圖るに止まらず、組合金融と一般金融市場との聯携特に國本資本の支配下にある低利資金を組合金融に注入する導管の役割を果すものであり、從來かゝる機關には日本勸業銀行並農工銀行が當つてゐた。しかし、産業組合が急速に發達を遂げると共に、産業組合の體制内にかゝる金

融中樞機關設置の必要を自覺するに至つた。即ち、その具體案は、産業組合中央會案（大正七年）、大藏省案（大正七年一月）、農商務省案（大正十年）、大藏省案（大正十年）、産業組合中央會案（大正十一年十月）等々各方面に於てそれが立案された。而して、最後の産業組合中央會案が、大正十二年二月、政友會より第四十六議會に提案した産業組合中央金庫法案の基礎となり、同法案が兩院を通過して、同年四月五日法律第四十二號を以て産業組合中央金庫法が公布されるに至つた。

産業組合中央金庫（略稱中金）の設立は、法律の公布の後同年六月法律による設立委員會が設立され、更に同年七月産業組合中央金庫設立に關する勅令の公布があり、十二月二十日諸般の準備が整ひ創立總會を開催し翌十三年三月一日より開業した。

産業組合中央金庫の構成は、政府産業組合聯合會並産業組合の出資者に依り成立し、資本金三千萬圓中その半額、即ち千五百萬圓を政府が出資し、政府の保護監督下にある半官半民の機關である。而して、その特典は、産業組合同様所得税及び營業税が免除され、更に拂込資本の十倍まで産業債券の發行が許され、又創立より十五年間政府の出資に對し利益の配當を免除されてゐる。

産業組合中央金庫設立の意義は、産業組合中央金庫法案と同時に衆議院を通過した「農村振興に關する建議」の一項に、「産業組合中央金庫其他金融機關の機能を發揮し更に

大に低利資金を増加して以て農村の金融を潤澤ならしむること」（産業組合中央金庫「産業組合中央金庫十年誌」八八頁）とあり、又議會に於て産業組合法案の説明に當つた衆議院議員横田千之助は、中央金庫の機能に就て、「此金融の機關を置いて、金融市場、寧ろ金融市場と云ふよりは、國家の各方面から吸收する所の預金部より呼出す所の低利資金の源泉に向つて、茲に貯水池を置かうと云ふのである。此貯水池から産業組合聯合會、産業組合と云ふ用水路を通じて、中産以下の農民の勤勞に向つて灌漑をしようと云ふのが本案の働になつてゐる」（前同書九四頁）と述べてゐる。しかし、かゝる金融機關の成立は、恐慌後益々危機に立つ農家經濟と、一方益々強大になつた國家資本の金融支配とをその前提條件とするものである。^(註三)又結果より云へば、從來産業組合に對する政府の低利資金の供給は日本勸業銀行並農工銀行を通じて行はれてゐたが、中央金庫の設立によりその關係がより直接的になつたのである。この傾向は昭和二年の金融恐慌を通じて益々強化されるに至つた。

(註三) 郵便貯金（預金部資金）は大正九年を劃期として急激に増加した。即ち、大正八年には七億四千萬圓であつたのが九年には八億四千四百萬圓、十年には九億百萬圓、十一年には九億九千四百萬圓、十二年には十一億百萬圓に累年増加が現れ、又産業組合を通じての預金部地方資金の融通高は、大正八年が二百萬圓、九年が四百萬圓、十年四百萬圓、十一年

二百萬圓、十二年三百萬圓、十三年六百萬圓、十四年五百萬圓に増加した（農林省農務局「本邦農業要覽」八三・六六頁参照）。

大日本生絲販賣組合聯合會 國外市場との接觸により成立した生絲販賣組合は、最初より上州南三社の如き聯合會組織の統率の下に發達した。然るに爾後に於ける製絲業の發達は、明治三十年代より機械製絲が一般に普及し、世界大戰期に於ては機械製絲の發達に照應して大企業が漸次有力な地位を占むるに至つた。勿論生絲販賣組合に於てもこの過程に追従し、明治四十年代には座繰生絲より機械製絲（南三社に於ては原料繭持寄）に編成替を行ひ、又新式機械を設備する比較的到大組織（龍水社その他の伊奈式組合製絲）に發展したが、恐慌後中小の製絲企業が没落して漸次淘汰されると共に、組合製絲に於てもかゝる情勢に照應して、全國的の系統機關を組織する必要に迫られた。大正十三年四月長野支會が松本市に於て開催した第一回全國生絲販賣組合大會は、全國的販賣組合聯合會の設立に關する調査を決議した。次で翌十四年群馬縣高崎市に於ける第二回大會に於て全國製絲組合の聯絡機關である全國組合製絲協會の設立を決議し、又その翌年大正十五年十月埼玉縣熊谷町に於て開催した第三回大會は、全國組織の即時設立を要望し、その結果組合製絲協會並中央會に於てこれに必要な調査を遂げた。同年十一月より組合製絲協會がその設立に着手し、翌昭和二年一月二十八日設立者總會を開催し、大日本生絲販賣組合聯合會

を設立するに至つた。

大日本生絲販賣組合聯合會（略稱絲聯）の構成は、地方聯合會を本位とし、地方聯合會なき場合に限り單位組合を加入せしめることにした。又その機能は、組合員の生絲の販賣に當り、更に出荷生絲の規格並商標の統一を圖るためのものである。

大日本生絲販賣組合聯合會成立の意義を見るに、曾つて明治三十年代には機械製絲の發達が未だ低く、従つて揚返しにより規格を統一した碓氷社の生絲は單にその荷嵩が多いことによつて一般市價よりも五圓以上高價に取引されたが（早川直瀨「生絲販賣組合論」産業組合講座第八卷一五一頁）、その後資本家的經營の製絲企業の規模が生絲販賣組合の聯合組織以上に發達を遂げると共に、南三社その他の生絲販賣組合は次第に一般製絲業の發達より取残され、地方聯合會が單獨で販賣することは次第に不利な情勢が現れて來た。茲に於て生絲販賣組合の全國的系統機關の設立が要望されるに至つたのである。かゝる過程は、恐慌の打撃により中小製絲が没落し一方大製絲が資本の援助により一層有力になると共に一層促進されたことは見逃すべからざるところである。

以上の如き産業組合全國的系統機關の成立は、産業組合自體の組織強化であると共に、又一方この時期に於ける農業政策全般の再編成、即ち、米穀法Ⅱ米穀需給調節特別會計法（大正十年四月法律第三十六號・同第三十七號）、農會法改正（大正十一年四月法律第四十

號)、小作調停法(大正十三七月法律第十八號)、農林省の獨立並産業組合課新設(大正十四年四月)農村振興費による補助金交付(農林省令第五號共同乾繭裝置助成規則、同第七號優良農具普及獎勵規則、同第十二號副業獎勵規則、同第十四號鶏卵共同處理獎勵規則、以上大正十四年度より實施)、自作農創定維持補助規則(大正十五年五月農林省令第十號)等に照應するものに外ならない。

二、世界恐慌の打撃と産業組合刷新運動

産業組合は日露戦争後より世界大戦期にかけて躍進的發展を遂げたが、世界恐慌の勃發により農村經濟が深刻なる影響を受けると共に、産業組合にも當然それが反映し、組織全般に亘つて深刻なる腐朽現象が漸次表面化するに至つた。かゝる情勢に對應して、産業組合中央會は大正十三年七月、中央會の中に監査部を設置し、翌十四年には産業組合組織全般に亘る振興刷新運動を實施した。

先づ世界恐慌前後に於ける産業組合の設立並解散數により、その一般狀況を見るに次の如くである。

産業組合設立並解散數(大正八年—昭和二年)

年	設立	解散	増減
大正八年	一、〇六〇	四七七	(+) 五八三
同 九年	一、〇三二	六九六	(+) 三三六
同 十年	八七三	五四三	(+) 三三〇
同 十一年	八五一	五七六	(+) 二七五
同 十二年	八六六	六五三	(+) 二一三
同 十三年	七六五	五八一	(+) 一八四
同 十四年	七四五	六七二	(+) 七三
昭和元年	六二五	七六九	(-) 一四四
同 二年	四六七	六五四	(-) 一八三

(前掲「産業組合要覽」第十七次—第二十四次)

右の解散組合數は法律上解散の手續を経た組合數のみである。恐慌後に於ては尙右の外に相當多數の組合が恐慌の打撃のために缺損を生じ、或は貸付金の回收不能等の原因により事業休止に陥り、事實上解散に等しい状態にあつたことは當然推測されるところである。従來産業組合は飛躍的發展を續けて來たが、恐慌を轉機として全般的に整理刷新の斷行を必要とする事態が生じたのであつた。

時恰も大正十四年は産業組合法發布二十五週年に相當し、中央會に於て産業組合法發布二十五週年記念事業を實施するに當り、その一事業として各府縣産業組合長協議會を開催し、それに並行して産業組合刷新運動を全国的に勵行せしめた。

産業組合刷新運動の目標は、中央會が提唱した「産業組合振興刷新に關する要綱」によれば、第一役員に關する事項、第二事務員に關する事項、第三事業經營に關する事項、第四組合の財務に關する事項の四項より成り、その細目は四十餘項目に亘り、組合組織並事業全般の整理を斷行し、それ等を新しい事態に對應し得る如く改革することに重點が注がれてゐた（産業組合中央會「日本産業組合史」三八〇—三八四頁参照）。

産業組合の刷新運動は、大正十四年四月二日の高知縣に於ける組合長會議を最初とし、同年十一月十日の三重縣協議會迄約八ヶ月間に亘り、全國の道府縣全部に於て組合長協議會を開催し、その徹底を期した。この間志村中央會々頭並道家副會頭、又は各理事が協議會に臨みて刷新運動の趣旨を説き、又組合長等と協議を重ね、多くの場合「一層精勵事に従ひ心力を竭して組合の振興刷新を圖ると共に又克く全組合員に此の趣旨を傳致して大に其の奮起を求め協力戮力益々組合の機能を發揮し其の目的を成就せむことを期す」（前掲「日本産業組合史」三八四—三八五頁）る旨を決議した。

この刷新運動の意義は、前述の如き世界恐慌の打撃により深化したる産業組合全般の腐

朽の整理刷新にあつたが、尙その外に産業組合事業に於ける活動方針に重大なる轉換を劃するものであつた。即ち、刷新運動の趣旨に於て「惟フニ産業組合ハ中小産者ノ相互組織ニ依リテ其ノ産業及經濟ノ發達ヲ圖リ社會的地位ノ向上ト生活ノ安定ヲ期スルモノナルヲ以テ組合事業分量ノ増進ハ即チ各組合員普遍的ノ利用ヲ基礎トセザルベカラズ若シ夫レ組合事業ノ利用が組合員ノ一部ニ限ラレ其ノ効果一般組合員ニ及バザルガ如キコトアラバ組合存在ノ目的ハ没却セラルルニ至ルベシ」（辻誠「日本産業組合史講」二三二頁）と指摘してゐる點がそれで、從來に於ける組合活動に對する赤裸々なる自己批判であり、地主富農等を重要なる對象とした從來の活動方針を修正して新に各組合員の普遍的利用への轉換を企圖したところにこの刷新運動の重要な意義が認められる。但し、かゝる刷新運動が組合員大衆の間から起らず、逆に中央會の指令に依つて行はれたところに、産業組合が社會的性格が露呈され、又それが産業組合自體の行き詰りを打破するために採られた方法であつた事情が窺れる。

尙中央會は、この刷新運動と共に同じく記念事業として、大正十四年五月より宣傳雜誌「家の光」を創刊し、又翌十五年四月より産業組合學校を創立した。

この「家の光」の創刊を右の刷新運動との關聯に於てその意義を見るに、蓋しその理想は洵に深遠である。又刷新運動の前年、即ち、大正十三年七月、中央會に新設した監査部

の意義も「家の光」と異つた意味に於て刷新運動と密接なる關聯があり、共にいづれも恐慌後に於ける産業組合の情勢に即應して、同一線上に打ち立てられたる施設であつた。

産業組合學校の創立は、從來産業組合中央會に於ては理事者及び指導者の養成機關として大正元年より毎年長期講習會（大正九年より三ヶ月間とす）を開き、大正十三年より實務者養成機關として一ヶ月間の實務講習會を開催して來たが、産業組合の發達に應じて人物を要求する聲が高くなつたので、産業組合學校を創立することとなり、大正十五年四月に開校した。修業年限は一ケ年、採用者は中等學校の卒業生で、組合理事者の子弟を優先的に採用してゐる。

- (註一) 産業組合中央會監査部の機能は、(一) 産業組合又は同聯合會から申込があつたとき、(二) 中央會に於て表彰し又は表彰せんとする組合又は聯合會に對し必要と認められたとき、(三) 官廳又は産業組合中央金庫、日本勸業銀行等から依頼のあつたとき、(四) 其他中央會に於て必要と認められたときに、産業組合及び同聯合會の監査を行ふのである。

三 産業組合事業の發達

大正九年に襲來した世界恐慌は、我が國經濟界に深刻なる動搖を興へ、その後一時相對的な安定状態に入つたが、内部的の脆弱性と腐朽の進行とは昭和二年に於ける金融恐慌と

なつて表面化した。金融恐慌はモラトリアムの實施（昭和二年四月勅令第九十六號）と日本銀行特別融通及び損失補償法（昭和二年四月法律第五十五號）とにより漸く危機を脱したが、これより日本資本主義全般に亘る産業合理化は益々強行される契機となつた。

産業組合はかゝる情勢に於て、世界恐慌以後農村救濟政策の強化を契機として全國的系統機關が完成され、全體制の系統組織化が促進されると共に、一方組合事業の活動方針に於ても前述の如く、一部の地主富農より廣汎な組合員大衆へ移行する大轉換が企圖された。大正九年の世界恐慌より農業恐慌の前夜に當る昭和四年迄の期間に於て、産業組合事業が如何に發展したか。各事業發達の契機とその發達状況を概観する。

A 信用事業

大正九年の世界恐慌及び昭和二年の金融恐慌は、信用事業に對しては發展の契機となつた。これは一見奇異な現象であるが、事實は深刻なる恐慌の打撃により、廣汎なる中小工業の分解と農家經濟の破綻のために、これ等と密接に結び付いてゐた非資本主義的な個人的金融や、地方銀行、又は特に恐慌の打撃が著しい産業と密接な關係のあつた銀行が淘汰され、一方信用組合は強大なる國家資本の支援により維持され、相對的には却つて安定した状態にあり、そのため信用組合が恐慌により淘汰された金融機關に取つて替つたためであつた。

大正九年乃至昭和四年迄の信用事業の概況を示すと左表の如くである。

信用事業の發達（大正九年—昭和四年）

調査組合數	大正九年		大正十四年		昭和四年	
	總數	平均一組合員	總數	平均一組合員	總數	平均一組合員
同組合員數	一〇、九五四	一、〇〇〇人	一三、〇一五	一、〇〇〇人	二一、五三〇	一、〇〇〇人
貸付金	二、〇四四	千圓	三、一四六	千圓	三、七五五	千圓
同年度末現在	四三三、四五二	千圓	三三二、二〇〇	千圓	三八二、〇〇〇	千圓
貯金受入高	一八六、一八八	千圓	九二、五三二	千圓	一六、八九七	千圓
同年度末現在	五三、七三三	千圓	二五、一三九	千圓	一〇、〇〇〇	千圓
同年度末現在	一七、〇四四	千圓	八四、四五二	千圓	一三、六三二	千圓

（前掲「産業組合要覽」第十八次・第二十三次・第二十七次より作成）

組合組織の發達は、主として組合員數の増加に因つて行はれ、組合數は大正十四年以後若干減少してゐる。これは恐慌後組合組織の方向が一轉して新組合員の組織化に主力を集中し、又一方舊い組合の整理が進行したためと見られる。而して、組合員の増加は大正九年より十四年迄の五ヶ年間に百十萬人が増加したが、次の四ヶ年間の増加は六十一萬人で、十四年以後は増加率が可成り低下してゐる。組合員の組織が貧農層の限界に接近する

と共に組織化の困難が一層増したものと見られる。

次に事業の發達は、貸付、貯金共に顯著なる増加が見られる。而して、事業額の増加率は、組合員の増加率を遙かに凌駕してゐる。この事實は右に於て指摘した組合員の組織化が貧農層に接近したこと、矛盾するかの如く見られるが、事實は恐慌の打撃による一般金融機構の混亂が深刻であつたため、その反射作用として信用組合事業の發達を促進したものと見られる。

しかし、信用組合のかゝる顯著なる發達が、單に農村に於てのみ行はれたと見るならばそれは重大なる誤りである。即ち、世界恐慌以後に於ける市街地信用組合の發達が特に顯著であり、その事業増加率は農村信用組合のそれよりも遙かに著しかった。この時期に於ける市街地信用組合の概況を示すと左の如くである。

市街地信用組合の發達（大正九年—昭和四年）

調査組合數	大正九年		大正十四年		昭和四年	
	總數	平均一組合員	總數	平均一組合員	總數	平均一組合員
同組合員數	六五	千人	三三四	千人	二五二	千人
同組合員數	二九	千人	一五	千人	九七	千人

貸付金	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓
同年度末現在	二六、三三〇	六二八	九〇七	一八三、二五六	八三九	一、二一〇	三三三、三六一	一、三五四	一、三六八	一、三六八
組合員貯金受入	七、四二六	一四七	二五四	六二、五七六	二七八	三七三	一三三、五〇四	四九七	五二〇	五二〇
同年度末現在	四九、六五九	七七五	一、七二二	一七四、九四五	七九二	一、〇二〇	二九三、二三三	一、一九二	一、三三三	一、三三三
組合員外貯金	六、一九三	九六	二二三	四一、五九四	一八八	一五二	七八、二九二	三二八	三二八	三二八
同年度末現在	八、五七五	一三三	—	八〇、二〇七	三六三	—	一六五、四六〇	六七二	—	—
同年度末現在	二、七六六	四三	—	三六、〇九九	一六三	—	七九、七九七	三三四	—	—

(大藏省銀行局「市街地信用組合概況」昭和四年度累年比較表により作成)。

市街地信用組合の發達は、組合員の増加に於て、又その事業額の増加に於て信用組合一般のそれよりも遙かに著しい。即ち、組合数は大正九年より昭和四年迄の間に約四倍の増加があり、又貸付金額は同じ期間に約十二倍に増加し、貯金は同じ期間に於て組合員貯金(加入豫約者を含む)が約五倍、組合員外貯金を合算すると約六倍に増加した。而して、事業額の組合員一人當りの金額は、信用組合一般に比較すると約二倍に當り、その構成員の社會的地位が農村信用組合の構成員と異なることが看取される。又前に示した信用組合の事業額中昭和四年の貸付額に於て約一六パーセント、又貯金額に於て約一八パーセントが、市街地信用組合によつて占められてゐた事實は注意すべきことである。

以上の如き信用事業の發達は、拂込出資額並に積立金の増加等の自己資金を基礎とする

ものであるが、その反面に於て借入金に據りて自己資金の不足を補充し、又反對に餘裕金を預ケ金、又は有價證券に投資する等の方法により、一般資本主義金融市場に送出し、信用組合と資本主義金融機構との結び付きは益々密接になつた。産業組合全體に就てこの關係を示すと左の如くである。

産業組合の借入金及び餘裕金(大正九年—昭和四年)

年次	餘裕金				計
	借入金	預ケ金	有價證券	現金	
大正九年	五〇、一八〇	?	?	?	?
同一四年	九〇、三九〇	?	?	?	?
昭和二年	一四八、一四二	三〇一、八〇七	五六、八五〇	二六、七八九	三六五、四四七
同三年	一七五、〇四九	三六六、三六五	六三、二七〇	二八、六六七	四七六、三三三
同四年	一九七、三三四	四二五、五三六	七七、二四九	三三、四二〇	五三四、一八四

(産業組合中央會「産業組合年鑑」昭和七年版九七・九九頁)。

備考 預ケ金は、中金、聯合會、銀行、郵便局其他の合計額である。従つて、系統機關利用のものは一部分重複して計算されてゐる。

B 販賣事業

販賣事業の發達は、事業實行組合數の増加並組合員數の増加は一般の場合と同様である

が、その事業の實態に於ては他の部門のそれと著しく異なるものがある。即ち、恐慌後販賣價額の増加が停滞するか又は減少した商品と、その反對に恐慌後著しい増加が現れた商品と全く相反した傾向を内包してゐることである。先づ事業概況を示すと左の如くである。

販賣事業の發達（大正九年—昭和四年）

調査組合數	大正九年		大正十四年		昭和四年	
	總數	平均一組合	總數	平均一組合	總數	平均一組合
同組合員數	六、三三六	千人	七、五九六	千人	七、六二六	千人
事業實行組合	一、二六一	一人	二、〇七三	一人	二、六九〇	一人
販賣價額	二、七〇六千圓	一圓	三、〇九九千圓	一圓	三、七七四千圓	一圓
米	一六、〇一九	千圓	二六、〇二七	千圓	二五、五五五	千圓
生絲	四四、四八四	圓	四〇、四三八	圓	六〇、五五二	圓
繭	五、五七三	圓	八七、九三三	圓	七六、七七七	圓
織物	三四、二二五	圓	二四、八一	圓	四六、六八五	圓
蔬菜・果實	三、三〇七	圓	二二、五九	圓	二一、八四三	圓
畜産物	一、一八六	圓	五、六四九	圓	七、六二六	圓
			三、一六三		七、八三三	

（前掲「産業組合要覽」第十八次・第二十三次・第二十七次より作成）

販賣價額は大正九年より昭和四年迄の間に約二倍に増加した。而して、主要販賣品別にその状態を見ると、米は右の期間に於て約三倍強に増加し繭は同じ期間に約八倍の増加が現れた。これに反して、生絲は右の表の範囲では大正九年より十四年の間に増加が見られたが、しかし、恐慌前即ち、大正八年に於けるその販賣價額は八八、四〇二千圓であつたから恐慌後價額の増加は全然見られない。又織物もその事情は生絲と同様で大正八年には販賣價額四九、九九千圓であつたが、その後累年その減少が甚しい。蔬菜果實は同じ期間に約二倍強の増加があり、又畜産物は約七倍に増加した。以上の主要販賣品別に於て明かなる通り、この期間に於ける販賣價額の増加は、米並繭、その外蔬菜果實、畜産物等の増加によるものである。

主要販賣品價額増減の事情を見るに、價額が減少した生絲は世界恐慌によりその價格の下落によるものであり、又織物は輸出羽二重の價格の下落と輸出不振による數量の減少によるものである。又米、及び繭の増加は、恐慌對策として實施された米穀法の實施、農業倉庫補助政策の強化、農業倉庫法の改正、共同繭倉及び共同乾繭裝置助成規則等々の一連の政策の結果である。

米穀法は、大正九年米價の暴落が甚しく、帝國農會を中心とする「米穀投資防止同盟」の運動が起り、政府に對して米價調節機關として常平倉制度の復活を要請した。政府に於

ても種々調査の結果米穀法を立案し、大正十年四月これを公布した。米穀法は爾後に於ける米穀政策の基幹となり、農村經濟の不況深化と共に益々強化されたことは人の知るところである。

米價の調節と共に一方に於てその販賣機關の整備が要求されたので、大正十四年四月農業倉庫獎勵規則を改正し、從來農業倉庫建築費の二割年額二十萬五千圓の補助並に地方費より二割以内を補助する規定であつたのを、補助額を建築費の四割、年額九六六千圓に増額した。又一方中央金庫に於ても産業組合の米穀販賣事業を促進するために、倉庫證券擔保貸出、積送米資金貸出、政府發行米穀證券擔保貸出等の金融方法を開始し、又農業倉庫建築資金貸出手續を定めてその利用を便ならしめた（産業組合中央金庫「産業組合中央金庫十年誌」二二三頁）。かくて農業倉庫は一層整備され、産業組合の米穀販賣事業の發達を促進せしめた。

次に農業倉庫法の改正は、大正十五年三月法律第三十二號を以て公布された。改正の要旨は左の如くである。

- 一、受寄物の範圍を擴張したこと
- 二、産業組合聯合會に共同藪倉庫たる農業倉庫の經營を認めたこと
- 三、農業倉庫證券の複券併用制度を單券制度に改めたこと

四、農業倉庫及び敷地に關する權利の取得に對し地方税を免除したこと

五、産業組合聯合會の聯合農業倉庫經營の制度を設けたこと

右の改正の結果、農業倉庫受託物の範圍が米藪以外の一般農産物に迄擴張され、又共同藪倉庫及び聯合農業倉庫等によりその事業經營が一層圓滑に行はれる様になり、いづれも産業組合の販賣事業を促進せしめるに一層好都合になつた。

共同藪倉及び共同乾藪裝置助成規則は、大正十四年豫算より實施され、その目的は藪販賣機關の改善を目的とするものであつた。その方法は養蠶家が組合組織により右の設備を整へ、乾藪にして共同販賣をなすためのもので、實際は販賣組合事業である。前記の販賣事業中に於ける藪販賣價額の増加は、この施設の普及によるものである。

蔬菜果實並に畑産物の増加は、恐慌後かゝる特殊農産物の生産増加が愈々本格的に發展した事實を反映するものであるが、しかし、一般的にはこの種の販賣事業は産業組合組織によるものよりも後に見る農家小組合の形態による出荷がより顯著なる發達を示した。

販賣事業は農産物商品化の促進と、一方上からの各種施設の効果と相俟つて、この期間に可成り顯著なる發達を見たとは云へ、最初よりその發達が立遅れ、未だ信用事業並購買事業に比して未發達の状態にあつた。このことは昭和四年に於てさへ、事業實行組合數が販賣組合調査組合數の半に達してゐなかつた事實がそれを單的に示してゐる。

C 購買事業

この期間に於ける購買事業は、日露戦争後より世界大戦期に於ける著しい發達に引かへ、可成り停頓状態にあつたことは蔽ふことが出来ない。その原因は勿論恐慌のため一般物價が下落し、それに伴つて組合賣却品の價格が低下したこと、一方米菘藷の二大商品の價格下落に伴ひ販賣肥料の使用増加率が減じたこともその有力な一原因である。購買事業の概況を示すと左の如くである。

購買事業發達の概況（大正九年—昭和四年）

内 譯	大正九年		大正十四年		昭和四年	
	總數	平均	總數	平均	總數	平均
調査組合數	八、九三	千人	一〇、〇四二	千人	九、五〇五	千人
同組合員數	一、七〇九	人	二、五七二	人	三、〇二四	人
事業實行組合	七、三三	千圓	七、六三	千圓	七、四四三	千圓
賣却價額	一五七、九四三	千圓	一六〇、五六三	千圓	一六三、九一九	千圓
産業用品	一〇六、九八一		八三、五三三		九二、五〇八	
（肥料）	五〇、七九七		五四、一五一		六三、七四〇	
生計用品	五〇、九六〇		七三、七九九		六九、〇四九	
産業・生計兩用	—		二、二三〇		二、三六一	

（前掲「産業組合要覽」第十八次・第二十三次・第二十七次より作成）

調査組合數は浮動状態にあるが、組合員數は確實に増加してゐる。即ち、大正九年より昭和四年迄の間に於ける組合員數の増加率は約八割に達してゐる。但し、事業實行組合數の増加は右の期間を通じて約百組合に過ぎず、この期間には相當數の設立組合數があるから可成り多數の組合が整理解散したと見られる。又賣却價額の増加も遅々としてその發達が停滯状態にあり、前記の如き著しい組合員増加を思ひ合すならば、購買事業の發達は極めて困難な状態にあつたことが推察される。これは勿論恐慌の深化に伴ふ農家經濟の窮乏を反映するものに外ならない。

しかし乍ら、購買事業は表面上は停頓状態にあつたが、その反面に於て恐慌後に於ける産業合理化—企業の集中の過程に照應して、購買事業の系統機關による組織化が促進されつゝあつたことは見逃すことは出来ない。即ち、大正十二年の全購聯の創立がその最も代表的の指標であり、又大正十四年以降に於ける聯合會數の減少と、聯合會所屬組合數の増加の現象もそれである。又購買事業の系統機關利用率も、その程度はまだ低かつたが、しかし、確實な足どりで漸次上昇しつゝあつた。購買事業に於ける系統機關と單位組合との關係を示すと左の如くである。

購買事業に於ける系統機關利用の發達（大正九年—昭和四年）

聯合會數	同 上 所 屬		聯 合 會		聯合會對購買價額ノ割合%
	購買組合數	購買價額	賣却價額	購買價額	
大正 九	一一〇	三、九八七	六、七一七	一五二、〇六一	四・四
同 一四	一五二	五、四三八	一一、六六六	一五二、一六九	八・四
昭和 四	一二三	七、五五八	二四、二八一	一五五、一七四	一五・六

（前掲「産業組合法要覽」第十八次・第二十三次・第二十七次）

この期間に於ける購買組合の系統組織強化こそは、肥料工業の躍進の過程に照應するもので、昭和五年以降に於ける兩者の密接なる結び付きと、購買事業の飛躍的發達を準備するものであつたと云へる。

前掲の購買事業中には、少數の消費組合が含まれてゐるが、これに就ては後に項を改めて觸れるであらう。

D 利用事業

産業組合の經營する利用事業に就てはこれ迄一度も觸れなかつた。その理由は利用事業の事實がなかつたからではなく、利用事業の内容が主として販賣購買事業に附屬した事業に過ぎなかつたからである。この事情は大正九年の利用組合（當時は生産組合）二千二百

二十組合中單營のものは僅かに七十九組合に過ぎず、總組合數の九割以上が兼營であつた事實に依つても推察される。然るに恐慌後に至り農村事情の變化に照應して利用事業に於ても新しい事態が生起して來た。こゝに於て始めて利用事業を採り上げる所以である。

産業組合法改正（第六次） 便宜上先づこゝで利用事業を主なる對象として行はれた大正十五年に於ける産業組合法の第六次改正に就て觸れて置く。

産業組合法の第六次改正は、大正十五年四月法律第五十四號を以て公布された。この改正の要旨は左の如くで、その他のものは税制整理、郡役所廢止等に伴ふものである。

- 一、利用組合設備の員外利用を認めたこと
- 二、住宅供給に關する地方税を免除したこと
- 三、出資拂込前の特別配當を認めたこと

利用事業中員外利用を認めたものは、特に勅令を以て指定された事業で、この時に於ける指定事業は、電氣設備、水道、浴場、種畜、乾繭装置の五種であつた。而して、これ等の利用は、組合の区域内に居住するもので、組合員たることを得ないものに實費を以て利用せしめる等の制限を伴ふものである。これはこの種の事業が持つところの獨占的並公益的性質に因る當然の改正であつた。住宅利用事業の地方税免除は、住宅組合法に據る事業の特典に準じたものである。又配當に關する改正は、從來は組合員が出資の拂込を完納す

る迄は組合員に配當すべき剰餘金は全部之を出資の拂込に充當せねばならなかつた。この改正の結果、組合員が組合事業を利用した分量に對する配當、即ち、特別配當だけは之を未拂込出資金に充當しなくてもよいとしたのである。但し、拂込出資金が出資總額の二分の一に達せぬ場合に限り配當すべき剰餘金の二分の一を超過してはならぬ制限を附し、組合員の配當漁りを封じた。

さてこの時期に於ける利用事業の發達を見るに、組織並事業共に他の部門の事業と同様に増加を示したが、しかし、その事業額に至つては洵に微々たるものである。利用事業の發達概況を示すと左の如くである。

利用事業の發達概況（大正九年—昭和四年）

	大正九年		大正十四年		昭和四年	
	總數	平均	總數	平均	總數	平均
調査組合數	二、三〇	一人	四、〇七	一人	四、八三	一人
同組合員數	九〇三	三人	一、二四	三人	一、八五	三人
事業實行組合	九〇三	一人	二、〇六	一人	二、八〇	一人
利用料	一、五三六	千圓	三、九七	千圓	五、八六	千圓

費用	消費		業		産	
	精米	麥機	生絲	乾繭	肥料	粉碎機
その他	?	?	二六三	七五	四	?
	二七	三六	五七	三三	六	一〇八
	七九〇	四四九	三九七	七五六	八七	一五三

（前掲「産業組合要覽」第十八次・第二十三次・第二十七次）。

組織に於ける發達は、調査組合數、同組合員數共にその數が相當に多いが、事業實行組合數は四〇パーセント乃至五〇パーセントに過ぎない。従つて、調査組合數並同組合員數は利用事業の實際とはその關係が極めて薄い。又事業實行組合は大正九年より昭和四年迄の間に約三倍に増加してゐるが、その九割以上は他種事業との兼營である。即ち、單營組合數を挙げると、大正九年七九組合、大正十四年一五八組合、昭和四年二八一組合に過ぎない。こゝで特にかゝる區別を指摘するのは、兼營組合の場合に於ては繭の毛羽取機（産業用）乃至は客用の座蒲團（消費經濟用）等の如き極めて簡單なものを組合に設備して組合員の利用に供したる場合に於ても利用事業の事業實行組合として數へられるからである。かゝる事實は現在に於ても稀しくはない。

しかし、この時期に於ける利用事業中には、事業の種類に依りその利用料の金額如何に係らず相當注目すべきものがある。即ち、土地利用料の増加、糶摺機、肥料粉碎機、精米麥機等の農業用機械の利用、乾繭装置の利用、消費經濟用に於ける電氣設備の利用並醫療設備の利用等がそれである。

土地利用は、共同利用のものは極めて稀で組合の所有に歸した土地又は管理を委託された土地を組合員に小作せしめてゐるものである。組合の土地所有の原因は、貸付金擔保の土地流れ込みか、又は組合員の没落に際しその所有の耕地を將來買戻す條件で一應組合に引取つたもの等であるが、恐慌後それが著しく増加の傾向にあることは注目すべきことである。恐慌後産業組合が自作農創設維持に努力しつゝ、あつたその反面に於てかゝる傾向が發展した事實こそは、恐慌後に於ける農家經濟の窮乏深化とその分解を反映するもの以外ならない。又土地管理の委託は小作爭議に對應する對策である（拙著「近代日本農政史論」後編土地問題と土地政策參照）。

（註一） 産業組合の自作農創設施設は、部分的には早くより行れてゐたが、それが一般化したのは恐慌以後のことである。即ち、農商務省が大正十年七月開催の第五回産業組合主任官協議會に對して「産業組合に依り自作農の創設維持に資すべき方法及其の實例如何」を諮問し、又大正九年四月開催の第十六回全國産業組大會以後「自作農創設維持に關し低利資金

の供給」の要望が毎回の大會に於て問題になつた。又日本勸業銀行（大正九年以降）、簡易生命保險積立金（大正十一年以降）等が自作農創設維持資金の供給をなし、大正十五年より農林省に於て自作農創設維持補助規則を公布し、産業組合は以上の資金供給と關聯して組合員に自作農創設維持資金の貸出を實施するものが増加した。

糶摺機、肥料粉碎機、精米麥機その他の農業用機械の共同利用は、世界大戰後に於ける農業用機械の著しい普及に照應するものである。しかし、問題は産業組合による農業用機械の採用がその一般の發達に比して寧ろ著しく低い點にある。その原因は産業組合事業の中心が金融及び販賣購買等にありて一般に農業生産部面との結び着きが密接でないためである。茲に農業生産部面に於て農家小組合の如き組織が發達する原因がある。

乾繭装置は前述の如き特別の保護助成があるにも拘らず、養蠶業の中心地に於てはその發達が低く、一般に經營が困難な状態にある。これは製絲資本が特約組合を以てその基礎を固めてゐるためである。又その他の製絲設備にせよ。蠶絲業一般に製絲資本の支配が著しく強化された段階に於ては、産業組合組織による小規模の施設は一般にその經營が著しく困難になつて來た。

消費經濟用の利用施設としては、住宅利用、電氣利用、醫療利用等が新しく擡頭して來た。

住宅利用組合は、大正十四年十二月末の調査によれば、全国に百三組合、組合員三萬七百二十七名である（農林省農務局「住宅供給利用に關する産業組合調査」七頁）。これ等の組合は都市の俸給生活者の住宅供給を目的とするもので、その資金は産業組合資金（農林省）、住宅その他社會事業資金（内務省）、簡易生命保險積立金（逓信省）等の資金の供給を受け經營をなすものである。

電氣利用組合は、昭和三年二月末調査によれば全国に一五八組合、組合員數三萬百七十七名、電力の總計二千五百五十八キロワットである（産業組合中央會「電氣利用組合に關する調査」九五頁）。これ等の組合の大部分のものは小規模の水力發電裝置を有し、組合員の電燈用に供するものである。而して、その創立はいづれも大正九年以後である。かゝる組合の成立は、組合の所在地が山間僻遠の地で、電燈會社が採算上不利なため電力を供給せざるために已むを得ず組合組織によつてその不備を補ふために設備したものである。

醫療利用組合は、恐慌後農家經濟の窮乏の激化のために開業醫の經營が破綻し、漸次無醫村が増加し、その不備を補ふために産業組合の兼營による小規模の醫療設備をなすものが各地に出現するに至つた。しかし、昭和五年の農業恐慌前迄は經營に於て失敗するものが多くその普及も未だ顯著でなかつた（産業組合中央會「利用組合に關する調査」二四三—二七七二頁参照）。

（註二） 農山漁村に於ける無醫村は、次の如く累年増加を示してゐる。

大正十二年	一、九六〇町村
昭和二年	二、九〇九町村
同 五年	三、二三一町村
同 九年	三、五二七町村

（内務省衛生局發表・黒川泰一「戦時下に於ける農村保健問題」社會政策時報昭和十三年八月、四三頁）。

四、農家小組合の發達

農家小組合は世界恐慌後著しい發達を遂げた。この時期に於ける産業組合が前述の如く稍停滞整理の傾向を帯びて來たのに對して、農家小組合は反對に躍進の段階に入つた。農家小組合全般の調査は世界恐慌以前のものがなないので世界恐慌前とそれ以後の發達とを比較することは不可能であるが、その著しい發達の事實は恐慌以後のみの調査によつても確認される。農林省の調査によりこの時期に於ける農家小組合の發達を示すと左の如くである。

農家小組合の發達（大正十四年—昭和三年）

組合數

組合員數

大正一四年

七九、六九〇

一、八七六、五六一

昭和三年

一五七、四三九

四、六三九、七一七

(農林省農務局「農家組合ニ關スル調査」昭和五年刊、四・一三頁)。

備考 養蠶組合を含みます。

農家小組合のかかる著しい増加は、その直接的の契機が地方廳乃至は府縣農會等の指導獎勵施設に依存する状態は恐慌以前と同様であつたが、農家小組合を發達せしめた基本的原因は世界恐慌以後に於ける農村事情の變化である。即ち、農業労働賃銀の騰貴並小作爭議の激化に對應する改良農具及び農業機械等の近代の農業技術の採用、農業労働の合理化、蔬菜・果實等の農産物及び藁工品その他農家副業品の商品化の發達に照應する販賣組織の合理化、又は製絲、麥酒會社等の産業資本の工業用原料品の集荷組織の編成等がその有力な原因である。世界恐慌以後に於ける資本の一定發展段階に照應するかゝる農家小組合の成立こそこの時期に於ける農家小組合の發達を基礎付ける特徴である。しかし、この時期に於ても明治時代から發達した農事改良並農村生活の改善を目的とする農家小組合が前記の農家小組合と同時的に多數存在してゐたことは勿論で、その中のあるものは兩者の性質が結合し、農家小組合の多様性は益々複雑多岐になつた。

この時期に於ける農家小組合の發達を、以上の如き見解から次の如く分類し、その検討

を試みる。(一) 農業共同經營組合、(二) 共同出荷組合、(三) 特約組合。

(一) 農業共同經營組合 世界恐慌を契機として米價が暴落したが、一方農業労働賃銀は工業の發達に照應する労働力の農村外流出により反對に漸次騰貴し、農業經營は著しく困難を加へた。茲に於て勞力の節約を圖るために石油發動機その他の農業用機械の普及發達が現れ、又一方農商務省並府縣農會等の指導獎勵により農業經營の合理化を目指して農業共同經營組合が各地方に成立した。蓋し農業共同經營組合の機能發揮は農業機械その他の改良農具の採用によりより、效果的に行はれ得るからである。

農業共同經營組合の發達狀況は、大正十五年四月農林省が全國道府縣農會に委嘱して行つた調査の結果によれば、全國に百二十九組合の事例が擧げてある(農林省農務局「農業共同經營組合ニ關スル調査」三頁)。しかし、この組合事例はその全部を擧げたものではなく、農業共同經營組合をその經營形態により、共同經營組合(組合に於て經營の全部を統括し該經營に關する危険の凡てを負擔するもの)、部分的共同經營組合(一定の作業に就きてのみ共同の危険を負擔するもの)、複合的共同經營組合(經營の一部を前者の形式に、一部を後者の形式に據るもの)の三種に分類して、部分的共同經營組合は特に優良なる組合七十四を選びて調査したものである。従つて、農業生産に關する部分的共同作業組合(農業共同作業組合)は右の調査の外に尙多數に存在してゐた譯である。右の調査により、農

業共同經營組合の發生年次別を示すと左の如くである。

農業共同經營組合發生年次別 (大正十四年調査)

年次	共同經營組合		複合的共同經營組合		部分的共同經營組合	
	共同經營組合	複合的共同經營組合	共同經營組合	複合的共同經營組合	部分的共同經營組合	複合的共同經營組合
明治卅年—同四〇年	—	—	—	—	—	—
大正元年—同五年	—	—	—	—	—	—
同六年—同九年	—	—	—	—	—	—
同十年	—	—	—	—	—	—
同十一年	—	—	—	—	—	—
同十二年	—	—	—	—	—	—
同十三年	—	—	—	—	—	—
同十四年	—	—	—	—	—	—

(前掲「農業共同經營組合ニ關スル調査」一一—一二頁)。

右の表によると、部分的共同經營組合は比較的早くより發生したが、完全なる共同經營組合の發生は大正十二年以後に於てその増加があり、又それと同時に部分的共同經營組合も著しい増加が見られる。

次に右の共同經營組合の改良農具機械(發動機、電動機、その他作業機)並共同作業場の所有状況を見るに、改良農具機械は百二十九組合中百二組合が之を所有し、所有せざる

もの二十七組合、又共同作業場は五十六組合がこれを所有し、所有せざるもの七十三組合である(前同書三九—四〇頁)。而して、更に組合の經營形態別に見たその所有状況では、共同經營組合に於て改良農具機械並共同作業場を所有するものが多く、部分的共同經營組合は反對にそれが少い。かゝる事實から、共同經營組合は比較的に高い程度の近代的農業技術に依據するものであり、又部分的共同經營組合は反對にそれが低いことが分る。しかし、部分的共同經營組合と雖も一般の個人經營の農業に比較すれば改良農具機械の採用がより高い程度に行れてゐたことは勿論である。

農業共同經營組合は、その經營形態の如何を問はず一般の零細なる個人經營に比して經營上有利であることは既に確認された事實(帝國農會「自昭和八年至昭和八年農業部分的共同經營調査書」・「本邦農業共同經營の概要」「農務時報」昭和九年九月等参照)であるが、實際上その發達は抄々しくなく、殊に全作業を完全に共同で經營する共同經營組合に於て特にこの傾向が強い様である。^(註二)その原因は勿論高額地代の制約と、合理的な共同經營により生じたる過剰勞力の消化が困難であるためである。しかし、その反面に於て農業機械の發達に照應して廣汎な範圍に於て部分的共同經營組合、即ち、共同作業組合が農家小組合の形態で發達した事實を逸してはならない。昭和三年調査の「農家小組合ニ關スル調査」に據れば、共同作業組合は十五府縣に二千八百二組合(組合員數一〇四、八四五人)存在してゐ

た。この事實こそは産業組合の利用事業が販賣購買事業に附随した部面以外に極めて未發達な状態と對蹠的關係にあると云ふことが出来る。

(註一) 帝國農會「自昭和二年至自昭和八年部分的農業共同經營調查書」によれば、農業共同經營組合の過半数が中途に於て調査中止となつてゐる(同書七一八頁参照)。これは單なる調査の中止ではなく、寧ろ調査主體の事業中止によるものと見られる。即ち、「農業共同經營の半ば以上は開始後四、五年を出でずして解散するか、さもなければ共同作業組合に轉化、今日までその本來の姿を繼續してゐるものは極めて稀である」(帝國農會「農業共同經營の解説と事例」一頁)と云ふ事實に照應するものと見られる。

二 共同出荷組合

世界大戰期以後工業の著しい發達に照應して都市人口が急激に増加し、これ等の農業外人口に供給する蔬菜果實又は鶏卵等の商品化の發達を促した。かゝる農産物商品化の發達は、その生産者の増加並供給範圍の擴大等に照應して、蔬菜果實その他の農産物の出荷を目的とする小組合の發達が現れた。而して、その大部分のものは任意組織の申合組合であつた。

かゝる出荷組合の發達は、昭和三年帝國農會が蔬菜八種、果實四種、鶏卵及澤庵漬の出荷團體に就て調査した結果によれば、團體數二千八百九(人員二八八、八七六)で、成立の時期は世界恐慌以後特にその増加が著しい。設立年度別出荷團體數を示すと左の如くである。

明治二三年——同四四年	八四
大正 元年——同 五年	九九
大正 六年——同 八年	一二九
同 九年	五九
同 十年	一〇五
同 十一年	一六八
同 十二年	二八八
同 十三年	三二九
同 十四年	四一九
昭和 元年	四八八
同 二年	四八六
不明	一五七
計	二、八〇九

(帝國農會「農家生産物需給並共同出荷状況調査」六八一—六九頁)。

而して、この出荷團體の組織別状況を見るに、團體數の九一・二パーセントが申合組合である。出荷團體の組織別状況を示すと左の如くである。

出荷團體組織別狀況 (昭和三年調査)

	團體數	百分比
農業會	七二	二・六%
產業組合	一六九	六・〇
同業組合	五	〇・二
申合組合	二、五六三	九一・二
合計	二、八〇九	一〇〇・〇

(前同書六六一六七頁)。

共同出荷組合の機能は云ふ迄もなく産業組合の販賣事業と同様であり、而も産業組合組織の外に同一の農家を組織の對象としかる多數の組合が成立したところに産業組合に對する事實上の批判が行はれてゐたのである。しかし、かゝる共同出荷組合の成立は、それが獨自的に發達したものではなく、主として農會の指導下に於て、又一方地方廳の補助政策と相俟つて發達を遂げたのである。このことは農會の販賣斡旋乃至は共同販賣額が尨大なる額を示すことによつて農會と共同出荷組合との關係が容易に理解される。農會の出荷施設及其の販賣價額を示すと左の如くである。

農會の出荷施設及販賣價額 (昭和三年調査)

施設農會數	昭和二年販賣金額			
	道府縣農會	郡農會	市農會	町村農會
道府縣農會	計	計	計	計
市	四	三	九	一一一
販賣斡旋所	四五	二九	二	三四
農業倉庫	一	三	一	六七
共同販賣	三九	四二	二四	四、二四一
計	八九	四九四	三五	四、四三三

(農林省「農會ノ配給改善施設ニ關スル調査」二頁)。

尙前掲帝國農會の調査によれば、約二千八百の出荷團體が販賣する價額は三八、七二萬圓に達してゐた(前掲「農家生産物需給並共同出荷狀況調査」七九頁)。而してこれ等の農産物販賣事業は前述の如く蔬菜果實等主として生物であり、又産業組合の販賣事業は米並藪等が中心で、兩者の間に直接的の重複はないが、各々兩者がその事業擴張を圖ると共に兩者の間に磨擦對立が醸成されるに至つたことは當然である。又農會の事業は右の外に購買事業を經營するものも尠なからずあり、この部分に於ても産業組合との對立が起る可能性を有してゐた。昭和七年の産業組合法改正により農家小組合の産業組合加入が企圖せられる

に至つたが、かゝる農家小組合の發達の裏面には、農産物商品化に對應する農會の技術指導が有力な契機となつて居り、又その反面に産業組合の持つ地主富農的性格と相反撥し、その再編成は多くの困難が伴つてゐるのである。

(三) 特約組合 世界恐慌の打撃により中小の製絲會社が淘汰され、大資本の製絲會社が一層強大となつた。しかし、それと同時に生絲價格の低下に對應して生産コストを引下げ、原料繭の集荷並に製絲過程の合理化が必要となつた。繭特約取引はかゝる必應に應じて生じたもので、その組織は製絲工場が、養蠶實行組合乃至その支部との間に一定の契約を結び、繭の共同販賣→大量集荷を行ふのである。

繭特約組合の發達を見るに、昭和元年以降次の如く著しい増加が現れた。

繭特約取引状況 (昭和元年—同七年)

年次	特約組合數	同上組合員數	取引工場數	繭取引數量	上繭生産數量 對スル同上割合
昭和元年	八、六六三	二四三	一六六	九、四三三	一二・五%
同 二年	九、六六九	二七五	一七六	四、三三四	一三・九%
同 三年	一一、二八四	三三三	二〇七	五、四〇〇	一五・九%
同 七年	二九、三四六	六七一	四九九	一一、四〇九	三三・九%

(農林省蠶絲局「繭處理並特約取引に關する調査」昭和十一年刊、一一頁)。

かゝる特約取引組合の機能は、商人の中間商業利潤を排除し、又それと共に製絲工場が契約により豫め製造したる特定の蠶種を組合員に交付して飼育せしめ、繭の品種を統一し更に飼育に對して立ち入りて干渉し、製絲家が希望するところの品質の繭を生産せしめるのである。即ち、單に販賣過程の合理化に止まらず、養蠶家をして製絲工場の外業部として編成し、資本の支配下に擊把するのである。而して、かゝる特約組織の發達は、小資本の製絲の没落過程を促進すると共に、又一方曾つて繁榮した蠶絲業の諸協同組合の基礎をも掘崩すものである。

特約取引組合は、繭の外にビール麥の取引に於ては既にそれが高度に發達し、又その外酪農の如き工業原料部門に於て徐々その發達が開始された。

この時期に於ける農家小組合の發達は、世界恐慌以後米繭の二大商品の價格が暴落し、從來の農業經營形態の動搖が現れると共に、その合理化のためと、又一方米繭以外の一般農産物並農家副業品等の商品化に照應して小組合の設立が獎勵せられ、更に右の外に農産物加工部面に於ける資本の發達によりその集荷組織として小組合を資本の支配下に引き入れた等の關係により、著しくその數を増加した。而して、これ等の組織はいづれも産業組合の組織化が比較的淺い分野に深く喰ひ込んで、産業組合の影響力が事實上及んでゐない農民大衆をその影響下に組織した。

尙以上の農家小組合の外に、農民組合の影響下に一群の農家小組合が成立し、諸種の協同組合事業を經營するものが現れた（拙稿「農村に於ける階級的協同組合の發展」『經濟評論』昭和十一年六・七月参照）。

五 消費組合の二潮流

世界恐慌後に於ける消費組合は、一般の協同組合が資本主義經濟の發達に照應して廣汎なる展開と發達を示したにも拘らず、依然として不振の状態を離脱せず僅かにその見本的存在を示すに過ぎなかつた。しかし、この時期の消費組合に於て注意すべきことは、労働組合の擡頭により自主的労働者消費組合組織の據點が出来、さゝやか乍ら階級運動の一翼として消費組合が成立したことであつた。

一般的に見ると、消費組合の設立は世界大戰期の末期より戦後の米價暴騰時代にかけて各地方に於て一時盛であつたが、世界恐慌を契機として資本主義産業の整理合理化が始るや設立後間もない基礎の脆弱な組合は忽ちにして解散するものが續出した。^(註一)その後恐慌の深化に伴ふ産業合理化の強行と共に失業者が激増し、一般物價も次第に低落するに至つたので、消費組合の發達は殆んど見られなかつた。産業組合中央會の「市街地購買組合調査」により大正十四年以降に於ける消費組合の概況を示すと左の如くである。

市街地購買組合の概況（大正十四年—昭和四年）

年次	總數		同上一組合平均	
	組合數	組合員數	組合員數	購買品賣却高
大正一四年	二九	千人	九三〇	一五五
昭和二年	二四七	二九	二〇、六九〇	一四〇
同四年	二四九	一三三	三、六四	一四五

（産業組合中央會「市街地購買組合調査」第七回六頁）。

右の表によると、大正十四年より昭和四年迄の間に組織は組合數二〇、組合員一萬四千人の増加があるが、事業、即ち購買賣却高は殆んど増加が見られない。これは勿論物價の下落の影響による賣却品價額の下落もあるが、しかし、一般の産業組合の發達に比して消費組合の不振の事實は蔽ふことが出来ない。

（註一）産業組合中央會「市街地購買組合調査」の「組合數累年比較」（同第一回調査第一表）によれば、市街地購買組合數は明治三十七年以降大正十四年迄累年順次増加し極めて順調なる發達をなしたかの如く見られるが、同調査書の調査方法は、大正十四年度末に現存する組合の調査を集計したもので、それ以前に解散した組合の事實は一切捨象されてゐる。世界恐慌以後に於ける消費組合の衰退は、全般に亘る調査はないが、消費組合發達の中心地

東京市に於ける消費組合の概況によつても窺れる。

東京市の購買組合概況 (大正八年—同十四年)

大正	組合数	組合員数	購買品 賣却高 千圓
八年	二五	一九、二〇三	四、五〇一
九年	二四	二一、〇九六	五、九四四
同 一〇年	一七	二二、七一二	四、七〇九
同 一一年	一五	二〇、三六三	四、〇三二
同 一二年	一三	一七、七二二	二、九四七
同 一三年	一二	一八、四八四	二、九二一
同 一四年	一一	一七、六八一	二、九五七

(東京市「東京市統計年表」第十八回—第二十三回)。

備考 購買品賣却高が大正十二年以降著しく減少したのは、同年の關東大震災の打撃によるものであるが、しかし、それ以前から既に衰退の傾向が現れてゐた。

次にこれ等の消費組合は如何なる社會的分野に於て發達したか。産業組合中央會の調査により組合の種類別累年狀況を示すと左の如くである。

市街地購買組合の種類別累年概況 (大正十四年—昭和四年)

種類別	大正十四年		昭和二年		同 四年	
	組合数	組合員数 千圓	組合数	組合員数 千圓	組合数	組合員数 千圓
一般市民組合	六	四三、四三三	五六	三九、五三八	一〇一	六〇、七六〇
俸給生活者組合	二	八、八一	五〇	三五、四四七	二	六〇、七六〇
労働者組合	七	二、八一五	二	六、五三三	二	六、六三五
社内組合	二七	四三、三八二	一六	三三、七三〇	四〇	五一、五七四
官廳内又は學校内組合	一八	二二、六〇七	一六	三三、七三〇	四〇	五一、五七四
特殊營業者組合	七	一、七〇七	五	七、三七一	四	四五、五
其他の組合	三	九三一	八	三、五七九	二	一三、六三三
合計	一三	一三三、五四二	一四七	二五、一八八	一五九	一三三、〇三六

(産業組合中央會「市街地購買組合調査」第一回—第三回)。

右の表によると、組合数並組合員に於ては一般市民組合及俸給生活者組合が壓倒的に多數を占めてゐる。この兩種の組合は元より判然たる區別がある譯ではなく、いづれも俸給生活者とその根幹とするものである。次に會社内組合及官廳内又は學校内組合は組合数は少數であるが、その組合員数は前者の合計數に近く、従つて、組合の規模に於ては前者を遙かに凌いでゐる。以上の二種類に包括された組合は明治末期以來消費組合の中心勢力を構成して來たもので、この時期に於ても組織並事業額共に消費組合總數に對して壓倒的の

地位を保持してゐる。以上の外の組合は、労働者組合を除くと、「特殊營業者組合」と「其他の組合」であるが、特殊營業者組合は旅館、貸座敷業、醫師等の組織する組合で、その取扱品の如何に拘らず消費組合とはその範疇を異にするものである、又其他の組合は「取扱品特種の物のみにして其の數量小額に止るもの」（前掲「市街地購買組合調査」第一回―八頁）で、その意義は明確でないが、一般の消費組合とはその性質を異にするもの、様である。

労働者組合は右の調査の範圍では大正十四年より昭和二年迄の間に於てのみ増加が見られる。しかし、労働者組合は世界大戦後労働組合運動の組織を背景にして成立したので、その發達と共に産業組合法による認可が困難になり、従つて、昭和二年以後は認可組合の増加が現れなかつたのである。右の如き關係から、労働者組合は産業組合に依らざる組合が多數に成立し、階級運動の一翼を形成した。勿論その組織並事業に於ては、俸給生活者の組合に比すべくもなく、又會社内組合に比しても、遠く及ばなかつたが、労働者の自主的組織により消費組合が成立したことは、我が國に於ける協同組合史に劃期的の意義を有する出來事であつた。

我が國の協同組合の分野に於ける自主的労働者組合の組織は、明治三十年代に於ける共働店の運動を除くと、大正八年三月に設立された東京の月島購買組合がその先驅である。

この組合は當時内務省の保健衛生調査會の事業として月島に於て都市衛生状態實地調査に従事中であつた山名義鶴の盡力により、友愛會鐵工部京橋聯合會の内部に胚胎したものであつた。この組合は經營的には成功するに至らず、大正十二年の關東大震災のために事實上消滅して了つた。次に月島購買組合の設立より約一年後れて大正九年十一月、岡本利吉の指導により東京府下大島町に購買組合共働社が成立した。この組合は當時都下の機械工が組織してゐた純労働者組合の組織を背景として成立し、その後機械工労働組合聯合會の組織を背景に發展し、月島共働社（大正十年三月）、大阪共働社（大正十年九月）、東京共働社（大正十二年十二月）等が相次で設立され、大正十一年五月、關東消費組合聯盟の前身消費組合聯盟が成立するに至つた。次に共働社の設立と同月、即ち、大正九年十一月、賀川豊彦の指導により大阪に購買組合共益社が成立した。この組合は友愛會聯合會、向上會、大阪鐵工組合、新進會、大阪友染工組合等の労働組合の關係者と、賀川氏と關係があつた基督教會の關係者によつて組織された。又この組合の設立より少し後れて大正十年四月、賀川氏の盡力により神戸に神戸消費組合が右の組合の姉妹組合として成立した。以上に擧げた三つの労働者消費組合、即ち、月島購買組合、友愛會系、共働社、關東消費組合聯盟系、共益社系はいづれも爾後に於ける労働者消費組合の先驅となり、その發達を指導し、労働者消費組合運動の中核となつた。

労働者消費組合はかくの如くにして漸く發達の緒に就いたが、これ等の消費組合は最初より労働組合の兵站部として組織されたものであり、又世界恐慌以後資本主義が合理化の過程に入ると共に賃下げ、解雇等に反對する争議が頻發し、消費組合は次々に起る争議に動員された。従つて、その中には争議の敗北により或る組合は消滅し、又ある組合は市民組合に變質することを餘議なくされた。労働者消費組合は生誕と同時に、如何にせん明治時代より築かれた消費組合運動に對する鐵壁（工場鑛山内の慈惠的施設による日用品配給施設）は益々鞏固になり、又一方労働者の低賃銀と恐慌の深化に照應する組合員の半失業状態は組合の經營を内部から崩壊せしめ、その發達の道を閉じた。その中に在つて、労働者消費組合の聯合機關として活躍した關東消費組合聯盟の運動は、幾多の尊い記録を残した。しかし、統制を誇つた同聯盟も昭和四年十月、東京共働社外五組合が脱退して消費組合聯合會を創立するに至り、遂にその勢力が二分された（拙著「日本消費組合史」第五章参照）。

自主的労働者消費組合の成立は、俸給生活者消費組合並工場鑛山業の慈惠的施設である日用品廉賣施設等に對立して、協同組合の持つ一つの意義を實際に於て示し、又既成の一般の産業組合に對する深刻なる批判者として重要な意義を示した。

第五章 農業恐慌下の協同組合

一、農村經濟更生政策と産業組合

一九二九年（昭和四年）アメリカ合衆國に起つた恐慌は、やがて我國をもその渦中に捲き込んだ。昭和五年以降に於ける深刻無比と云れた農業恐慌がそれである。而して、この恐慌の特質として、農業部門に特に深刻なる打撃を與へた。蓋し、農業恐慌の名を以て呼ばれる所以である。

先づ恐慌の事實に就て見るに、他の部門のそれはさて置き、農業生産價額に就てその影響を見ると左の如くである。

農産物の生産價額 （昭和四年—同八年單位百萬圓）	米		麥		食用農産物
	昭和四年	同五年	同六年	同七年	
	一、五八四	一、七一一	九三三	一、一四三	一九八
	二七一	二〇三	一五五	一五六	一五
					二七
					一五八
					一七三
					一五〇

備考 指數は大正十三年を一〇〇とす。

(農林省農務局「本邦農業要覽」昭和十一年版、一六六頁)。

同指數	總價額	果樹苗桑苗	畜產物	綠肥用作物	製茶	工藝農產物	蔬菜及花卉	果實	繭
八四・六	三、四七〇	六	二四九	三九	三〇	一〇九	二五五	七九	六五
五・七	二、四〇五	六	二二七	二八	二四	九〇	一九一	六九	三四
四九・二	二、〇一八	二	一九六	三三	一八	七七	一六七	六二	二四
五・四	三、三九五	二	一九三	二二	一八	七九	一七〇	六四	二六
七二・三	二、九六五	四	二二八	三三	二二	九七	一九九	七四	四〇
六四・六	二、六四八	四	二三三	二〇	二二	一〇五	一九九	六九	二五

右の表によると、昭和五年の總價額は四年に比して約十億圓の減少となり、六年には更にそれに約四億圓の減少が加つた。指數で見ると、恐慌の打撃が最も深刻であつた昭和六年は、大正十三年の一〇〇に對して四九・二となつた。かゝる農産物の値下りが農家經濟に深刻なる影響を齎したのは云ふ迄もないが、しかし、農家經濟に對する事實上の影響は右の農産物總價額に現れた減收よりも更に一層に深刻であつたことは注意すべきことであ

る。即ち、農産物中その値下りの最も甚しいものは米價であつた。米價の變動を指數で示すと、大正十三年を一〇〇として、昭和四年七一・六、同五年五〇・四、同六年四一・二で、その下落は一般農産物價の低落よりも遙かに先走つて居り、又その値下りの幅も一層に大であつた。蓋し米作は日本農業の中樞をなすものであり、養蠶收入と相俟つて農家經濟の二大支柱をなすものである。然るにこの二大商品が慘落し、更に一方農家經濟は資本主義經濟の發達により永年に亘つて内部的の腐朽が甚しく、これ等の諸原因が農業恐慌の打撃により内外相呼應して衝撃的に作用し、農家經濟を全面的に破綻せしめた。その結果農業經濟構造全般に亘る深刻なる動搖が起つたのは故なきことではない。

この農業恐慌が農家經濟に與へた打撃を具體的に見るために、農林省の農家經濟調査により、その結果のみを抽出すると左の如くである。

農家經濟調査 (昭和四年—同八年)

年	自作農			自作兼小作農			小作農		
	收入	支出	所得	收入	支出	所得	收入	支出	所得
昭和四年	二、五一	二、四六	五	二、二六五	二、一五〇	一四	二、〇四四	二、〇四六	△一
同五年	一、七三五	一、八〇七	△三二	一、五六二	一、六五二	△六九	一、四九二	一、五七四	△八二
同六年	九七〇	九五九	一一〇	九〇九	九二〇	△二二	八六七	八八八	△三

同 七年	一、〇一九	九四八	七二	一、〇三三	九五〇	七三	一、〇〇〇	九四九	五一
同 八年	一、一九五	一、〇五〇	一四四	一、一六二	一、〇三六	一三五	一、一〇〇	一、〇一〇	九〇

(農林省農務局「本邦農業要覽」昭和十一年版、四五—四六頁)。
備考 所得中△は缺損。

右の調査によると、昭和五、六年に於て、自作兼小作農並小作農の收支が赤字化したことは云はとすもかなであり、平均田畑一町七段乃至一町三反(その外田畑以外の農業用地一町前後を使用す)を耕作する中農上層の経営に於てする尙且八十二圓の赤字となり、それを破綻せしめた。このことは、農業恐慌下に於ては、最も有利なる条件を具備した農業経営の破綻を示し、その他一般の支配的な経営形態である零細耕作農が完全に打ちのめされたことを示す指標として重要な意義がある。勿論自作であると小作であるとその區別を問はず、又世界恐慌後自作農維持創施設により作られた假裝的の自作農に於て特にその打撃が深刻であつたことは云ふ迄もないことである。

さて、この深刻無比なる農業恐慌に對應して執られた諸種の救済對策は、これを部分的對策と一般的對策とに區別することが出来る。前者は昭和四年以降に於ける米穀法の強化、米穀統制法並昭和六年以降の蠶絲業統制政策がそれであり、後者は昭和七年以後に展開した農村經濟更生のための諸政策がそれである。米、繭に對する救済が恐慌の勃發を殆ん

ど同時に逸早く着手されたのは、前述の如くこの二つが日本農業に於て占める重要性に照應するものであり、又一般的對策は恐慌の影響が意外に深刻にして、不安な政治情勢が表面化した後に於て樹立されたのであつた。

部分的對策中米穀對策は産業組合との關係が特に密接であるから次項に譲り、こゝでは蠶絲對策に就てのみ簡単に觸れて置く。

蠶絲業救済對策は、昭和五年恐慌により絲價が暴落するや、同年三月絲價安定融資損失補償法(昭和四年三月二十七日法律第十四號)が當業者の運動により發動され(この結果は昭和七年四月に至り政府が約十萬俵近い滞貨生絲を買上げた)、更にその後次の如き諸施設を實施した。

蠶絲業組合法(昭和六年三月三十日法律第二十四號)。繭檢定事業助成(昭和六年六月三十日次官依命通牒)。製絲業法(昭和七年九月七日法律第二十九號)。製絲業共同施設獎勵規則(昭和七年九月七日農林省令第二十四號)。原蠶種管理法(昭和九年三月二十七日法律第二十五號)。輸出生絲取引法(昭和九年四月六日法律第四十三號)。

右の諸施設中基本的の意義を有するものは蠶絲業組合法で、養蠶家はこの法律により養蠶實行組合を組織することになつた。しかし、右の一連の政策は、養蠶家の救済よりも寧ろ製絲業者の救済を主眼とするものであることは否定すべからざる事實である。従つて、

その後昭和九年に藪價が更に惨落すると共に、政府は藪の共同保管助成金の交付、養蠶應急資金の融通等次々に養蠶家の救済に忙殺されねばならなかつた。

次に一般的救済対策は、昭和七年八月の所謂救農議會と稱せられた第六十三議會に決議された政策に始る。而して、その政策は多岐に亘るが、大體に於て、(一)救農土木事業、(二)農村金融対策、(三)農山漁村經濟更生計畫の三つに分類することが出来る。その概要を示すと次の如くである。

(一) 救農土木事業 時局匡救豫算により、内務省並農林省が昭和七、八、九年の三ヶ年間に五億三千四百萬圓を支出し、之に地方費支出を加へて土木事業を實施し、その貸銀收入を以て應急的に農家經濟を潤すためのものであつた。しかし、貸銀支出は材料費その他の支出よりも遙かにその金額が少く、全く焼石に水を注ぐが如き一時的の應急的対策に過ぎなかつた。

(二) 農村金融対策 この政策の内容は、不動産融資及損失補償法(昭和七年九月六日法律第二十四號)、産業組合中央金庫特別融通及損失補償法(昭和七年九月六日法律第三十二號)、金錢債務臨時調停法(昭和七年九月六日法律第二十六號)、農村負債整理組合法(昭和八年三月二十九日法律第二十一號)、農業動産信用法(昭和八年三月二十九日法律第三十號)等の法律がそれである。これ等の法律はいづれも農業恐慌の結果全く凍結状態に

陥つた農村金融の環流を促進するためのものであつた。而して、これ等の金融工作の原動力は、勸銀、農銀、拓銀並中央金庫を通じて農村に放出された政府の預金部資金に依存するものである。昭和五年以降に於ける預金部資金の農林省所管に對する供給額は左の如くであつた。

農林省所管預金部資金供給状況

自 明治 四年	至 昭和 五年	普通 資金 千圓	同上の産業組合供給額	
			千圓	特別 資金 千圓
自 昭和 四年	至 昭和 五年	二七三、七三五	一一〇、五九〇	二五一、二一七
同	同	二五、〇〇〇	一二、四五二	一五一、〇〇〇
同	同	三〇、〇〇〇	一七、六五〇	一三八、五二一
同	同	一八、〇〇〇	一〇、八三五	一六二、九七〇
同	同	一三、五〇〇	八、四九九	二三〇、七二二
同	同	一三、〇〇〇	八、二七四	一六〇、六一三
同	同	一三、〇〇〇	八、七七二	一二二、四〇〇
同	同	一三、〇〇〇	七、四四〇	七一、五〇〇
自 昭和 五年	至 昭和 十一年	一二二、五〇〇	七三、九二二	一、〇三七、七二六
通 計		三九六、二三五	一八四、五一二	一、二八八、九四三

(農林省農務局「本邦農業要覽」昭和十三年版、七六一―八五頁)。
備考 預金部特別資金の貸出は、大正十二年以後である。

(三) 農山漁村經濟更生計畫 この計畫は全國一萬二千餘の町村の中、先づ第一期計畫として五ヶ年間に五千町村の經濟更生計畫指定町村を設け、政府の指示する方針に従つて經濟更生委員會を設置し、政府の指導により經濟更生を實現せんとするものであつた。そのために昭和七年九月、農林省内に經濟更生運動の總本部とも云ふべき經濟更生部を新設し、十月には後藤農林大臣の名により「農山漁村經濟更生計畫ニ關スル訓令」を發し、これと同時に農山漁村經濟更生計畫助成規則(昭和七年十月六日農林省令第三十號)を公布し、別に經濟更生計畫の典據とすべき「農山漁村經濟更生計畫樹立方針」を指示した。而して、この計畫を實施した町村は、昭和七年一、四六八町村、同八年一、七九四町村、同九年一、四〇一町村、同十年九九八町村、同十一年九三七町村、五ヶ年間に合計六、五九九町村に達し、全國町村數の五割七分がこの計畫の實現に努めることになつた。(前掲「本邦農業要覽」昭和十三年版、三二二頁)。

この經濟更生計畫の特徴は、産業組合を經濟更生計畫遂行の中心機關に据ゑた點にある。即ち、前記の方針書に依れば、「經濟行爲ニ關スル事項及其ノ實行ニ付テハ産業組合ヲ中心」とすること、「町村經濟更生委員會ノ委員ニハ成ルベク産業組合ニ理解アル者ヲ

多ク選定スルコト」、又ハ「町村ニ於ケル産業經濟ヲ各部門ニ亘リ産業組合ノ目的タル事項ハ總テ産業組合ニ統一シテ行ハシムル様更生計畫ヲ樹立スルコト」等が特に指定されてゐる。従つて、この計畫の進行に伴ひ産業組合は他の農業團體より一段と高い地位に引き上げられ、農業政策遂行の中心的地位が與へられることになつた。

農業恐慌の嵐を契機として、以上の如き農村情勢の變化と、これに對應する農業政策の擴大強化が行はれた。由來農業政策の線に沿つて發達して來た産業組合も當然かゝる變化に順應して、産業組合法の改正が行れ、又産業組合自體に於ても各種の擴充政策を樹立して之を實施した。即ち、昭和八年度より實施した産業組合擴充五ヶ年計畫がその最も代表的なものであり、尙その外に全國米穀販賣購買組合聯合會、大日本柑橘販賣組合聯合會、等を組織し、又各種の全國的聯絡機關を整備した。

産業組合法の改正(第八次) 昭和七年八月第三次臨時議會に提出され、同年九月六日法律第三十號を以て公布された。改正の要旨は左の如くであつた。

一、農村産業組合の責任組織を無限責任乃至保證責任とし、聯合會は保證責任制となしたること。

二、農事實行組合を簡易法人とし、産業組合に加入し得ることとなしたること。

三、聯合會の組織並事業に關する事項に改正を加へたこと。

今回の産業組合法改正の事情は、農村經濟更生計畫に相照應するものであつて、(一)の組織變更は産業組合の重要性に鑑み、その組織の強化を計るものであり、(二)の點は全農民を産業組合に組織するためと、一方農家小組合の發達に關聯して、それを産業組合組織に包含せしめるために外ならない。(三)の點は産業組合聯合會の強化のために行はれた改正であつた。

産業組合中央金庫法の改正 産業組合中央金庫法も昭和六年と七年の兩度に改正が行はれた。六年の改正(昭和六年五月廿二日法律第六十三號)は、中央金庫が所屬組合又は聯合會に對して無擔保を以て三十ヶ年の年賦貸付をなし得ることとしたこと、所屬組合聯合會のため有價證券の保護預り、及び委託賣買をなし得ることとしたことである。七年の改正(昭和七年九月六日法律第三十一號)は、前記の産業組合法の改正に關聯した改正で、所屬組合の出資口數を増加して千口迄持ち得る様にしたことと、餘裕金運用の方法を擴大したこと、主務大臣の認可を経て有價證券の買入れをなし得る様にしたこと等である。

以上の一連の産業組合に關する法律改正は、産業組合の組織を一層鞏固にし、又事業の擴大に支障ならしめるためのものであつた。かゝる改正の必要は云ふ迄もなく農事恐慌に對應して、産業組合をその救濟工作の中心機關ならしめるために外ならない。

次に農業恐慌に對應する産業組合の動きは、産業組合擴充五ヶ年計畫と、各種の全國的

機關の整備であつた。その概要を簡單に列擧することにする。

産業組合擴充五ヶ年計畫

昭和七年四月大阪市に開催したる第二十八回全國産業組合大會の決議により中央會が之を立案し、同年十月の第四十回支會役員及主事協議會の贊同を得、昭和八年一月一日よりその實行に入つた。五ヶ年計畫に於て達成せんとした目標は次の如くであつた。

- 一、組合未設置農村に全部を設置すること。
- 二、農業者全部を組合員とすること。
- 三、農村産業組合は四種(信用・販賣・購買・利用)の事業を必ず營むこと。
- 四、貯金は倍加して二十一億圓にすること。
- 五、貸付金は十九億圓にすると共に組合員の負債整理、組合固定貸付整理を行ふこと。
- 六、販賣事業は米に就ては管外移出米の五割七分、一千八百萬俵を取扱ひ、小麥に就ては區域内生産額の三割四分を取扱ひ、生絲は輸出額の二割十一萬俵を取扱ふこと。
- 七、購買事業は金肥の組合に於て統制せらるゝ可能額三百二十萬噸(總額四百萬噸の八割)の六割を取扱ふこと。
- 八、農業倉庫は販賣米の三分の一たる一千一百万石の收容力に達せしむること。
- 九、内部組織を整備し、部落的活動を盛んにすること。

一〇、既設の地方的、全國的聯合機關を充實して、全國的統制に進むと共に、全國農産物販賣聯合會、全國農業倉庫相互火災保險組合、産業組合中央機關連絡委員會を設置すること。

一一、役職員組合並一般の教育活動を盛んにすると共に青年、婦人、兒童の組織活動を促進すること。

右の如き廣汎なる内容を有する擴充五ヶ年計畫の樹立は、一應産業組合自體の擴充計畫として立案されたが、しかし、内容的には前記農村經濟更生計畫の線に沿つたものであり、又經濟的には昭和七年八月の所謂「救農議會」に於て可決された農林省の産業組合擴充事業費よりの中央會補助金交付（一ヶ年十六萬二千圓産業組合普及事業及理事者養成事業依嘱費）がその原動力となつたことは周知の事實である。

次に産業組合の全國的聯合機關乃至は聯絡機關として組織されたものを列擧すると次の如くである。

全國米穀販賣購買組合聯合會（全販聯） 昭和六年五月販賣組合の全國的組織として成立した。詳細は次項に於て述べる。

全國産業組合製絲聯合會（全絲聯） 前述の蠶業組合法に依り、昭和六年十一月、産業組合製絲の全國的組織として成立した。同法の規定により日本中央蠶絲會に所屬してゐる。

大日本柑橘販賣組合聯合會（日柑聯） 柑橘類の販賣事業を經營する府縣販賣組合聯合會の全國的組織にして、昭和九年九月に成立した。

全國乾菓販賣購買組合聯合會（全乾聯） 大正十四年以來政府の助成政策により發達した乾菓販賣組合の全國的組織にして、昭和十年十二月に成立した。

以上の四聯合會は法人組織の事業機關であり、尙その外に法人組織によらざる全國的聯絡機關が次の如く組織された。

全國消費組合協會 市街地購買組合の全國中央聯絡機關として、昭和六年五月に成立した。

全國醫療利用組合協會 醫療利用組合の全國中央聯絡機關として、昭和八年四月に成立した。

全國信用組合聯合會協會 道府縣又は郡信用組合聯合會の全國的中央聯絡機關として、昭和六年五月に成立した。

全國市街地信用組合協會 市街地信用組合の全國中央聯絡機關として、昭和九年十一月に成立した。

全國農村産業組合協會 農村産業組合、同聯合會及び農村産業組合關係者により、昭和八年十二月に成立した。この協會の目的は、農村産業組合の別働隊として、産業組合の直

接的事業以外の部面の活動、特に政治面に對する活動を目指すものである。
産業組合青年聯盟全國聯合 産業組合内部の青年が組織する産業組合青年聯盟の全國的組織で、昭和八年四月に成立した。

二、農業恐慌下に於ける産業組合發達の推進力

深刻なる農業恐慌に對應して大がかりな農村經濟更生政策が展開するや、産業組合はその中心機關として農業政策の前面に押出された。産業組合は農業恐慌下に於て如何に發達したか。又それを發達せしめた推進力は何であつたか。この問題に就て簡単にその検討を試みる。

先づ昭和五年以降最近年度迄の間に於ける産業組合の組織並事業の推移を示す基本的な數字を抽出すると次の如くである。

産業組合組織の發達 (昭和五年—同十一年)

總數	昭和五年		同八年		同十一年		昭和五年と同十一年の比較增加數
	組合數	組合員數	組合數	組合員數	組合數	組合員數	
總數	一三、一六二	四、七四三	一三、四四六	五、三三八	二四、一四〇	六、二二七	九七九
		千人		千人		千人	千人
		四、七四三		一三、四四六		五、三三八	一、三六四

信用組合	販賣組合	購買組合	利用組合	市街地信用組合	農業倉庫業	經營組合
一、四四九	七、七七七	九、五七六	五、〇七三	二五五	二、六六九	—
三、八六一	二、八四五	三、一五二	一、九九九	二五〇	—	三、七三六
一一、六一七	九、五三九	一〇、七三二	七、一五六	二六四	—	四、八六〇
四、一四〇	三、五三六	三、八二一	二、八三五	二八五	—	—
一一、四三七	二、八五六	一一、六六三	一〇、四八四	二六四	—	—
四、七八五	四、六三四	四、八七九	四、三七八	三四	—	—
九八八	四、〇七九	二、五八七	五、四二一	九	—	—
九三〇	一、七七九	一、七三六	二、三六〇	八	—	—

(前掲「産業組合要覽」第二十八次・第三十四次)。
備考 組合數は調査組合數。組合員數の()内は法人加入數。

産業組合事業の發達 (昭和五年—同十一年)

貸出金	昭和五年		同八年		同十一年		增加數	指數
	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓	千圓		
年内貸出	一、三七七、六一〇	一、〇四六、五七四	一、三五七、三四四	七九、七三四	一〇六			
年末現在	九九六、六六八	一、〇二四、七〇三	一、〇五六、六〇二	五九、九三四	一〇六			
貯金								
年内受入	一、一〇二、〇七六	二、三三九、九六三	三、〇四三、三二〇	九三三、二四四	一四三			
年末現在	一、一〇二、五七三	一、一七九、一三二	一、五二四、八九七	四二二、三三四	一三七			
販賣價額	一九二、四七三	二六一、三九八	四七八、三六六	二八五、八四三	一四九			
購買價額	一三二、二七〇	一五五、九九一	二八一、五四一	一五四、二七一	一三三			

(前掲「産業組合要覽」第二十八次・第三十四次)。

備考 指數は昭和五年を一〇〇とする昭和十一年の事業量を示す。

右の表により、先づ組織に於ける發達を見るに、大體に於て大正十四年以降の傾向と同様で、總組合數の増加は著しくないが、組合員數の増加が特に顯著である。又事業別組合の狀況では、信用組合以外の三種事業の組合數の増加が著しい。これは總組合數の増加數が少い事實と對照して、兼營組合の増加が著しいことを示すものである。又信用組合以外の組合數の増加が著しいのは、右の兼營化の進行に照應するものである。その外農業倉庫業經營組合の著しい増加は注目すべき事實である。

次に事業の發達狀況を見るに、先づ信用事業に於ては、貸出金の増加よりも貯金の増加が多いことが目につく。即ち、資金の需要よりも預金の多いことは、一般的に見て農村經濟の萎縮を反映するものであり、又巨額の貯金増加は勿論地方經濟の發達の結果ではなく、寧ろ他の金融機關—地方銀行の破綻の影響であると見られる。それは兎も角、貯金の増加に對して比較的増加の少い右の貸付金中には政策的に放出された相當巨額の各種低利資金が包含されて居り、それにも拘らず尙且つ貯金のみが跛行的に増加した事實は、信用事業の堅實なる發達を示すものではなく、寧ろ貯金の増加そのことが農村金融の停滯を

反映するものに外ならない。その結果信用事業に於ては所謂餘裕金問題が擡頭し、信用組合は資金運用の方法に困難を感じるに至つたのである。^(註一)次に販賣並購買の二部門に於ては相當顯著なる増加が見られる。しかし、右の指數の起點になつてゐる昭和五年の事業額は農業恐慌の打撃のために著しい減少があつたので、より正しくは恐慌前の昭和四年と對照しなければならぬ。昭和四年の事業額は販賣價額二五四、五五五千圓、購買價額一五五、一七四千圓である。この金額に對照すると、昭和八年は販賣並購買事業共に大體に於て昭和四年と同額であり、又昭和十一年は販賣價二二三、七六一千圓、購買價額一二六、三六七千圓の増加である。尙農業恐慌後一般物價の下落があるので、假りに昭和四年平均を一〇〇とすると日銀卸賣指數に依つてその變動を見ると、昭和五年八二、同八年八二、同十一年九〇である。これに依つて右の事業量増加を検するに、昭和八年の販賣並購買事業價額が大體昭和四年と同額に達してゐたことは、實質的には昭和四年よりも約一八パーセントの増加があつたことを意味し、又十一年の事業額は右の金額増加の上に更に約一〇パーセントの實質増加があつた譯である。この物價の下落による事業分量の實質的增加を加算して、昭和十一年度の事業額を昭和四年度のそれに對照すれば、昭和四年度を一〇〇とし、販賣事業は二〇二、購買事業は三三二となる。これによつてこの期間に於ける販賣購買兩部門の發達が特に著しい事實が實證される。次に利用事業は指數の上では相當顯著な

増加であるが、しかし昭和十一年度の利用料総額は一千萬圓に過ぎず、これを四、八六〇の利用組合に平均すると一組合當り二千圓である。而して、利用料の増加は主として醫療設備並に精米麥機等の消費經濟設備利用の増加によるもので、産業用設備の利用の増加は極めて微々たるものである。^{註二}尙昭和十年より農村經濟更生計畫の補強工作として農村工業獎勵規則（昭和十年八月九日農林省令第二十號）による施設が各地方、特に東北地方に多く設置されたが、その發達狀況は未だ自からの脚を以て自立する迄には至つてゐない。

（註一）信用組合の餘裕金問題は、これを組合金融の中樞である中央金庫の事業に現れたところによると、「昭和八年の交に於ける産業組合界全般の餘裕金の増大は、金庫預り金の横溢を出現し、金庫の餘裕金の性質にも變調を齎し、單にその額が増大せしのみならず、常時性を帯ぶるに到つた」（産業組合中央金庫「産業組合中央金庫十年誌」三四六頁）。

（註二）昭和五年と同十一年の利用料増加の内容を分析すれば左の如くである。

利用料總額	昭和五年	同十一年	増加
	千圓	千圓	
産業用	五、七二七	一〇、九四八	五、二二一
經濟用	三、六五二	四、七三七	一、〇八五
內 醫療設備利用	一、五二五	五、一七〇	三、六四五
內 精米麥機利用	?	三、〇八〇	三、〇八〇
譯	四五六	一、〇一一	五八五

産業經濟兩用 五四三 一、〇一一 四六八

（産業組合要覽」第二十八次・第三十四次）。

以上に於て見たところによれば、農業恐慌下に於ける産業組合の組織並事業の發達は、從來その發達が比較的遅れ、信用事業に對して第二次的地位にあつた販賣並購買の二部門の發達が特に顯著である。深刻なる農業恐慌下に於て産業組合事業の發達は如何なる關係によつてそれが行はれたか。即ち、事業推進の原動力は何であつたか。特にその發達が顯著であつた販賣購買事業に就て考察をなし、この時期に於ける産業組合發達の原因を追究する。

（一）販賣事業と米穀政策 昭和五年乃至十一年の間に於ける事業發達の内容を見るために、兩年度に於ける販賣品目別價額を對照すると左の如くである。

販賣品目別價額の比較（昭和五年・同十一年）

品名	昭和五年	同十一年	増減
	千圓	千圓	
米	五九、〇〇〇	二〇七、六〇二	(+)
麥	二、六〇二	五〇、七〇六	(+)
雜穀	二、七〇〇	八、一七七	(+)
種苗、蠶種	四二七	三四八	(-)
蔬菜果實及	七、九九三	一九、一六四	(+)
其の加工品			

特用作物及 其の加工品	三、四六九	二〇、三六八	(十)	一六、八九九
菓其の加工品	二、一九五	四、八二五	(十)	二、六三〇
生繭	二四、五六四	五一、九五六	(十)	二七、三九二
製絲副産物	五三、六二九	四六、〇一八	(一)	七、六一一
畜産物	七、二二一	一、五七一	(十)	一、五七一
織物	一二、四九三	一八、二九七	(十)	一一、〇七六
窯業製品	一、八三〇	一三、七二八	(十)	一、二三五
林産物及 其の加工品	三、一四七	一、〇四八	(一)	七八二
水産物及 其の加工品	三、二〇五	一二、六八〇	(十)	九、五三三
麵類	—	一五、一四〇	(十)	一、九三五
紙類	—	八一六	(十)	八一六
其の加工品	五三九	一、二一五	(十)	六七六
其の他	七、四五一	四、六四五	(一)	二、八〇六
合計	一九二、四七三	四七八、三一六	(十)	二八五、八四三

(前掲「産業組合要覽」第二十八次・第三十四次)。

右の表によると、減少したものは種苗蠶種、生絲、窯業製品及び其の他の四種類だけで、その外は多かれ少なかれいづれも増加してゐる。而して、特にその増加の著しいのは

米である。勿論この増加の事情は價額の騰貴にも依るが、しかし、米の増加は全く飛躍的で増加の割合は實に三・五倍に當つてゐる。又麥の増加も極めて著しく、増加の割合は米よりも一層顯著で一九・四倍である。この二種の増加額合計は實に一九六、七〇六千圓に達し、全く壓倒的地位を占めてゐる。尙この外に繭、蔬菜果實及其の加工品、水産物及其の加工品等相當顯著に増加したのものもあるが、前記二商品の販賣事情の検討により、この時期に於ける販賣事業發達の原因を明瞭ならしめるであらう。

米穀の販賣額が右の如く著しく増加したのは政府の米穀政策の結果である。既に述べた如く、政府は大正十年より米穀法を實施し、又大正十四年以後農業倉庫の普及に一層力を注ぎ、相俟つて米價の維持を圖つた。然るに昭和四年以後米價下落の勢が加はるや、米穀法運用資金の不足が生じたので、數回に互つて米穀需給特別會計資金の限度を擴張した。又一方朝鮮、臺灣に於ける米穀増産計畫が着々效を現し、移入米の増加が内地の米價に影響を及ぼすことが少くなかつたので、昭和六年、同七年の二回に互つて米穀法に重要な改正を加へ、米穀法適用範圍を朝鮮、臺灣、樺太等の外地に迄及ぼし、米價維持に努めた。米穀法は右の如く農業恐慌發以後數回に互り補強工作が行はれたが、同法の規定によれば米價が法定最低價格(昭和六年七月告示一石十八圓二十八錢、翌七年四月十七圓九十一錢)を破らざる限り米穀法による買上げは發動されず、農業恐慌に際して同法が米價維

持に用をなさず、全く無力であることを曝露した。こゝに於て政府は昭和七年十一月、米穀政策の再検討のために米穀統制調査會を設置し、その具體案の調査口案を命じた。昭和八年一月調査會の答申により米穀統制法案を立案し、之を第六十四議會に提案した。同法案は議會の協賛を得て、同年三月米穀統制法（昭和八年三月二十九日法律第二十四號）を公布し、米穀法に代へた。

尙昭和十一年には右の米穀統制法の補強工作として、豊作年度に於ける過剰米の統制のために米穀自治管理法（昭和十一年五月二十八日法律第二十二號）を制定し、又別に米穀の出廻數量の調節のために産業組合、農會その他勅令を以て指定する團體（農事實行組合、市町村等）に粃貯藏を奨励する粃共同貯藏助成法（昭和十一年五月二十八日法律第二十四號）を公布した。これと同時に米穀統制法にも一部の改正を加へて、運用の萬全を期した。

以上の如き米穀政策の強化を、政策の實力を示す運用資金限度の増加によつて示すと左の如くである。

大正十年二億圓、昭和四年改正二億七千萬圓。同六年改正三億五千萬圓。同七年改正四億八千萬圓。同八年改正七億圓。同九年改正十一億五千萬圓。

政府はこの米穀法、米穀統制法の運用に當り、米穀の買上げを主として農會、産業組合

並農業倉庫等を利用する方法を採り、これ等の機關からの買取り申込みに對しては特に申込金保證金を免除し、又は優先權を認め、その外中央金庫を通じて産業組合の米穀資金に低利資金を融通する等、買上げ米が産業組合に集中する方法を執つた。

次に産業組合に於ても以上の如き政府の米穀政策に對應して、昭和六年に全國米穀販賣購買組合聯合會を設立し、又昭和七年九月以降農村經濟更生施設費より農業倉庫獎勵費の支出と従來からの農業倉庫獎勵規則による補助とに依り、急速に農業倉庫業經營組合が増加するに至つた。

全國米穀販賣購買組合聯合會は、従來産業組合の販賣事業部門の未發達のために、利用事業を除けばその設立が最後に残り残されてゐた全國的聯合機關であつたが、前記の如く農業恐慌に對應して米穀法が強化されると共に、昭和六年五月に成立した。同會の事業は左の如くである。

- 一、所屬聯合會又は所屬組合の販賣する物に加工し又は加工せずして之を販賣する。
- 二、政府米を買入れ之に加工し又は加工せずして之を所屬聯合會又は所屬組合に賣却すること。

三、農業倉庫業法により聯合農業倉庫の經營をなすこと。

尙昭和十一年九月より米穀自治管理法が施行されるや、同法の規定により米穀販賣組

合が米穀統制組合の業務を代行することが認められ、右の代行資格を認められた販賣組合が六、〇六四に達した（産業組合中央會「産業組合年鑑」昭和十三年版、一〇六頁）。但し、同法は未だ發動されることがないので事業上には関係がない。

さて以上の如き米穀政策強化の過程に於て、産業組合の米穀販賣が如何に發達したか。年次別に米穀販賣額を總販賣價額に對照すると左の如くである。

米穀販賣事業の發達（昭和五年—同十一年）

昭和	五年	六年	七年	八年	九年	十年	十一年
事業實行組合數	四、〇四〇	四、五一〇	四、九五五	六、五九一	七、八八六	八、六一八	九、六一八
總販賣價額	一九二、四七二	一八一、一四〇	二〇二、八三八	二六一、三九八	三一三、二〇九	三七六、七四五	四七八、三一六
米穀販賣價額	五九、〇〇〇	六六、〇〇八	六七、四四〇	九四、三一二	一四一、四八八	一五五、三九三	二〇七、六〇二
總販賣價額ニ對スル米穀販賣價額ノ割合%	三〇・六	三六・四	三三・二	三六・〇	四五・二	四一・二	四三・四

備考 事業實行組合數は昭和七年迄は前掲書、同八年以降は産業組合中央會「産業組合擴充五ヶ年計畫實績報告」各年度による。

かくて農業恐慌に對應する米穀政策の強化の結果、販賣事業の中心が生絲より米穀に移つた。このことは販賣事業の對象が蠶絲業から一層廣汎な米穀の販賣に轉換したことを意味する。

次に販賣事業に於ける麥の増加は、小麥の増産政策の結果である。内地に於ける小麥の生産は、十數年來消費の増加が著しいにも拘らず六百萬石前後に停滯してゐた。従つて、内地消費額約一千万石に對してその四割の小麥が輸入される状態であつた。然るに世界的農業恐慌の結果、小麥の價額が暴落し、内地に於ける小麥の生産はその價格並品質に於て輸入小麥に壓倒されんとする情勢に立ち到つた。茲に於て政府は國際貸借改善と、一方閑地利用による農家収入の増加を目指して、昭和七年六月小麥關稅（小麥百斤一圓五十錢より二圓五十錢に引上げ）を引上げると共に、大規模の小麥増殖五ヶ年計畫を立てた。

小麥増殖五ヶ年計畫の目標は、昭和八年度（收穫）より同十二年に至る五ヶ年を一期とし、この間に於て栽培面積十八萬町歩、反當收穫量約二割の増加を圖ることによつて年額三百萬石以上の小麥を増殖し、國內の生産を約一千万石に高めんとするものであり、而して、そのための政策手段は左の如き廣汎なる獎勵計畫が實施された。

- 一、小麥優良品種育成に關する事業、
- 二、小麥優良種子配給に關する事業、

- 三、小麥増殖奨励並に小麥作改善奨励に關する事業、
- 四、小麥販賣統制に關する事業、
- 五、調査研究、

これ等の事業に對しては總て小麥増殖奨励規則（昭和七年七月二十七日農林省令第十四號）により五ヶ年間に年額約百八十萬圓の豫算を以て補助金を交付することにした。産業組合の方面に對する交付金は、小麥販賣統制事業に於て、全國米穀販賣組合聯合會、道府縣販賣組合聯合會に専任職員設置に要する經費を補助することにした。

小麥増殖五ヶ年計畫の成績は、全く豫定以上の成績を收めた。昭和七年以降に於ける小麥の作付段別及收穫高を示すと左の如くである。

小麥の作付段別及收穫高

昭和	作付反別	收穫高
七年	町	五〇八、七二三
八年	町	六一六、四七六
九年	町	六四八、四九七
十年	町	六六三、八六八
十一年	町	六八八、九五九
昭和	町	六、四九七、四四八
七年	町	八、〇一三、〇四一
八年	町	九、四五〇、七五四
九年	町	九、六五五、八二四
十年	町	八、九六一、三二九

（前掲「本邦農業要覽」昭和十三年版、一三七—一三八頁）。

かゝる小麥の著しい増産と、一方産業組合による販賣統制の促進の結果、産業組合の小麥取扱數量が激増したことは云ふ迄もない。産業組合の小麥取扱數量の増加を示すと左の如くである。

産業組合の小麥取扱數量

昭和	全販聯	道府縣聯合會	同上所屬組合
七年	千俵 二〇〇	千俵 四四九	千俵 六六二
八年	一、一八四	一、八七〇	二、三八四
九年	二、九二二	三、八二二	四、八二七
十年	三、二七二	四、一九六	四、九六一

（農林省農務局「小麥増殖奨励事業要覽」一八四頁）。

産業組合の小麥取扱に就て注意すべき現象は、系統機關の利用率が極めて高いことである。即ち、前表によれば昭和十年では單位組合の取扱數量に對する全販聯の取扱數量の割合は六六パーセントに當つてゐる。これは小麥が、企業の集中が高度に發達した製粉工業の原料品であるために、大量取引が有利なためである。

農業恐慌に於て異常の發達を遂げた販賣事業の花形商品である米、小麥の取扱増加は、以上に於て見た如く主として政府の政策に強く依存してゐる。産業組合はこの販賣事業の發達により廣汎なる農民をその組織に引き入れ、その反面に於て一應地方的の商業資本の

収取を排除することに成功した（昭和七、八年に米穀商人の反産運動が擡頭したのはこのためである）。しかし、産業組合の販賣事業が発達し、米穀、小麦等の販賣統制が強化されたことにより産業組合の内部に於て、利益をより多く受ける農民と、反対に米價の値上りのために不利益な農民との利害関係の不一致が一層明確になったことは争はれない事實である。それは兎もあれ販賣事業の發達により、政府の米穀政策並に従來輸入原料に依存してゐた製粉資本の支配力が産業組合の組織を通じて農民經濟の中に一層深く根を下すに至つた。

(二) 購買事業と肥料政策 購買事業發達の内容を検討するために、昭和五年と同十一年との購買價額を購買品別に比較對照すると左の如くである。

購買品目別價額の比較 (昭和五年・同十一年)

産業用品	昭和五年	同十一年	増減
	千圓	千圓	
肥料	七六、八七〇	一六三、二五一	(+)
農具	五五、三八八	一一〇、六一七	(+)
種苗	八〇八	二、一五三	(+)
電種	四六六	九四四	(+)
其他	二〇〇	五七九	(+)
合計	一四〇、一五七	二九一、八三二	(+)

産業用品	昭和五年	同十一年	増減
農業用材料品	六八二	一、四〇一	(+)
農製品	—	一、七七四	(+)
飼料	二、九〇三	一五、一三一	(+)
漁具	二五五	八七三	(+)
藥品	三七二	一、五六八	(+)
燃料	三、二一一	三、七三七	(+)
油類	—	一、四二六	(+)
工業原料品	八、三〇九	四、三三三	(-)
其他	四、二七〇	八、七〇七	(+)
生計用品	六一、六八一	一二四、五九三	(+)
米	一六、三一九	四九、一〇七	(+)
其他	四五、三六二	七五、四八六	(+)
産業生計兩用品	一、六〇五	三、九八八	(+)
合計	一四〇、一五七	二九一、八三二	(+)

(前掲「産業組合要覽」第二十八次・第三十四次)。

右の表によれば、減少せるものは工業原料品（福井縣の羽二重原料生絲の減少による）のみで、他はいづれも増加した。而して、増加の最も著しいのは肥料である。購買事業に於ける肥料の増加は、販賣事業に於ける米の地位に等しい。次に増加の第二位は生計用品

の米、即ち飯米で、第三位は飼料である。以上三種の増加が特に著しい（生計用品の「其他」は米以外の生計用品の合計額である）。

こゝでは購買品中最も増加が著しい肥料に就て、購買事業發達の原因を考察する。

我が國の肥料工業は、農業恐慌の深刻化と共に一齊にカルテルが強化され、高度の獨占段階に入つた。即ち、石灰窒素共販組合の強化（昭和三年八月販賣協定成立・昭和五年十一月組合設立）、過磷酸工業組合の成立（昭和六年五月設立）、硫安配給組合の設立（昭和五年三月窒素協議會成立・同七年十月組合設立）等がそれである。而してこれ等のカルテルは配給機構を掌握する金融資本を背景にして獨占化を強化すると共に、窒素工業は外國資本に對抗して金再禁止以後飛躍的の發達を遂げた。又過磷酸工業は五〇パーセント乃至六〇パーセントに達する高度の生産制限を行つた。この間に於ける窒素工業の發達は全く飛躍的で、「昭和六年から八年の春にかけて約一ヶ年間に五つの大硫安會社が設立された。即ち昭和六年の三池窒素、同七年の矢作工業、八年四、五月にかけて東洋高壓・宇部窒素及滿洲化學の三社の出現が之である。以上の工場は生産能力及生産技術共に……孰れも優秀にして、之等により日本の窒素工業が世界的水準に到達せるを示した」（佐藤寛次「最近肥料問題」一一八頁）。又硫安關係會社の資本的發展を見るに、昭和七年二月の公稱資本合計二七二、二三〇千圓、同拂込資本二四六、三七〇千圓（十社）、同十一年は公稱資本合計

三六九、七五〇千圓、拂込資本二九九、八三〇千圓（十四社滿洲化學會社を除く）で、硫安製造工業が我が國主要産業の一つであることを示してゐる（前同書九〇頁参照）。昭和十一年の重要肥料統制法（昭和十一年五月二十九日法律第三十號）は、かゝる肥料資本の發達の上に打ち立てられた統制政策であつた。

かゝる著しい肥料工業の發達が、その製品の配給過程に對しても重大なる變化を齎さないでは置かなかつた。而して、配給機構改革の直接の動機は政府の肥料配給改善助成政策の形で促進された。

政府の肥料配給改善助成政策は、昭和五年より實施された肥料配給改善助成規則（昭和五年八月一日農林省令第四號）による産業組合援助がそれである。政府はこれより先昭和二年六月肥料調査委員會を設置して肥料政策に就て調査を開始した。その目的は、當時我が國の窒素工業が著しく立遅れの状態にあり、該工業の發達促進のために、窒素肥料の配給市場を確保し、英獨製品の侵入を防ぐためであつた。政府は肥料調査會に對して「肥料に關して採るべき重要方策如何」を諮問し、同會の答申に基き、昭和四年の第五十六議會に肥料管理法を提案したが、肥料工業に對する金融資本の進出が低かつた當時に於てはこの法案は成立に至らなかつた。次で翌五年、肥料管理法は肥料配給改善法案に姿を變へて第五十七議會に提案され、その協賛を経て前記の規則が實施されるに至つたのであ

る。

政府は昭和五年六月、農林省内に肥料課を新設し、同年八月肥料配給改善助成規則の公布に必要な準備を進めた。同規則の要綱は、十ヶ年間に四百萬圓の助成金を全國購買組合聯合會、府縣購買組合聯合會、購買組合、郡農會、市町村農會、其他農林大臣が適當と認められた團體に交付して、中小の地方的商業資本に代る配給組織の確立を期したのである。而して、その方法は全購聯並に府縣購買組合聯合會に對して、肥料配給専任の役職員設置に必要な経費（その二分の一）並に全購聯の肥料配合工場又はその附屬設備の新設増設等に必要な費用、購買組合、郡農會、市農會、町村農會等に對しては肥料配合に必要な器具機械の設置費用（一ヶ所千圓）の助成金を交付したのである。

一方全購聯に於てもかゝる政府の方針に相呼應して、昭和五年に肥料配給機構の整備のために先づ出資金を一舉に約五倍の五百萬圓に増額し、十箇年後には金肥總消費額の三分の一、即ち約一億圓の取扱を爲す年次計畫を樹立し、その實行に着了した。その後昭和七年に産業組合擴充五ヶ年計畫の實施に關聯して、更にその計畫を擴大し、最終年度である昭和二十年度には全國主要販賣肥料消費額の約二分の一、百六十萬噸の取扱を爲す計畫を立て、同八年度よりその實行に入つた。

以上の如き肥料配給改善助成政策の結果、産業組合の肥料配給額が如何に増加したかを

見るに次の如くである。

産業組合肥料配給事業の發達（昭和五年—同十一年）

昭和	肥料取扱組合數	肥料配給價額	同上數量	主要金肥消費高ニ對スル購買組合配給額ノ割合%
五年	五、七一六	四九、六一〇	千圓	七二六
同 六年	六、〇二四	三八、七三六	千圓	七七四
同 七年	六、二一九	四三、八一六	千圓	八四四
同 八年	七、二九七	五〇、四九一	千圓	一一一八
同 九年	八、四二一	六三、四〇五	千圓	一、三一四
同 十年	九、三二二	九四、八八九	千圓	一、五二七
同 十一年	九、七三三	一一三、〇〇三	千圓	一、七〇〇

備考 一、肥料取扱組合數及肥料配給額は農林省農務局「肥料要覽」昭和十一年度に依る。
二、數量及割合は、全購聯「肥料統計グラフ」昭和十三年三月一四—一五頁による。

次に、右の如き購買組合の肥料配給額の増加を、購買事業總價額に比較對照して、その地位を見るに、左の如くである。

購買事業總價額と肥料配給價額との比較對照（昭和五年—同十一年）

昭和	事業實行組合數	總配給價額	肥料配給價額	總配給額に對する肥料配給額の割合%
五年	七、六七四	一四〇、一五七	千圓	五五、三八八
			千圓	三九、五

同	六年	八、〇四八	一一三、五三八	四二、二七三	三七・二
同	七年	八、〇九三	一三四、五四六	四六、三四〇	三四・四
同	八年	九、一一四	一六三、一三三	六三、六二二	三八・一
同	九年	一〇、〇六八	二〇二、九九一	七六、六五四	三七・八
同	十年	一〇、六三五	二五三、四五二	一〇〇、九七五	三九・八
同	十一年	一一、四四二	二九一、八三二	一二〇、六一七	四一・三

(前掲「産業組合要覽」第二十八次―第三十四次)。

備考 一、事業實行組合数は、昭和七年迄は「産業組合要覽」、同八年以後は産業組合中央會「産業組合擴充五ヶ年計畫實績報告」各年度による。

二、肥料配給額が前掲「肥料要覽」と一致しないが、右の價額は販賣價額であり、「肥料要覽」の數字は購買額を示すものと思はれる。

産業組合の肥料配給額は、絶対額に於ては著しい増額を示してゐるが、配給總額に對する相對額の増加率は絶対額の増加率程顯著ではない。これは先に見た如く、米及飼料等その増加率が特に著しいためである。しかし、購買事業に於ける肥料の取扱額が壓倒的に重要な地位を占めてゐることから見て、肥料取扱の増加が購買事業發展の最も有力なる推進力である事實は否定することが出来ない。

かくの如き産業組合の肥料取扱の増加により、昭和七、八年以來肥料商の反産運動が猛

烈に擡頭した。而して、前述の如き産業組合の米穀販賣事業の増加により、肥料商と米穀商が相呼應して反産運動を展開し、米穀自治管理法並産繭處理統制法案が提出された第六十七議會(昭和八―九年)の交には反産運動が最高潮に達した。かゝる反産運動は、産業組合の發達により没落に瀕した地方的の中小商業資本が産業組合の進出を喰止めんとする政治的工作であるが、しかし、産業組合の進出そのものも農業恐慌以後に於ける政府の米穀政策と肥料資本の發展に照應するものであり、中小商業資本の没落はその反作用に過ぎず、兩者の對立そのものには何等本質的の重要な對立を有するものではない。しかし乍ら、國家の政策乃至は獨占資本に對して取るに足らない微弱な中小の商業資本が産業組合に對抗して政治的工作を展開なし得るところに、廣汎なるその社會的勢力の存在が注目されるべきである。

尙購買事業に於ける飯米取扱の異常なる増加は、廣汎なる五反百姓(飯米さへ自給し得ない)の存在を基柢とし、前述の如き米穀政策強化の副産物である。その内容は農民の窮迫賣却の増加と政府米の地方逆流によるものである。この現象は、農業恐慌下の農家經濟が、農産物商品化の増加と相俟つて急テンポを以て無理やりに商品經濟の渦中に引込まれつゝあることを示す指標として注目すべきである。即ち、前記の如き巨大なる肥料工業資本の集中過程に相照應する農家經濟の變化を示すものである。

三、農家小組合の發達とその法人化

農家小組合は農業恐慌に入りて後も引續き著しき發達を遂げた。農林省農務局の調査に依れば、昭和三年四月現在の農家小組合數は前述の如く一五七、四三九組合、組合員數四、六三九、七一七人であつたが、昭和八年四月一日現在では、組合數二三五、〇三六組合、組合員數七、五二五、〇九三人に達し右の期間中に著しい發達を遂げた（この増加の中には、前者の調査には養蠶關係組合が除外され、後者にはそれが調査に加つてゐる）。農家小組合の現勢を見るために昭和八年の調査により、種類別組合數及組合員數を列擧すると次の如くである。

種類別農家小組合の現勢（昭和八年四月一日現在）

種類	組合數	百分比	組合員數
總數	二三五、〇三六	一〇〇・〇%	七、五二五、〇九三
一般的事業を行ふ小組合	一一一、四二八	五五・九	三、一〇八、五四八
特殊事業を行ふ小組合	一〇三、六〇八	四四・一	四、四一六、五四五
(1) 産業關係	九〇、四五九	三八・五	四、〇九九、三九六
△農事關係	三四、〇三二	一四・五	一、五四〇、六四一

採種組合	一五、四八三		四六六、〇七七
園藝組合	九五三		四五、〇三〇
穀菽關係組合	八一三		四六、一二九
煙草耕作組合	一、三四八		一三四、〇九三
菜葉改良組合	二〇九		二五、二七五
其他農産物生産組合	三、六二八		五二、四三九
受檢組合	二、〇二五		九五、五〇三
出荷組合	六、八六九		五二三、〇五四
動力農具利用組合	二〇三		一一、一一七
共同作業組合	三五五		六、六六三
肥料關係組合	二五五		八、六一八
其他	一、八九一		一二五、六四三
△養蠶關係	三七、二一九	一五・八	一、五七二、八三八
養蠶組合	三六、八二二		一、五六七、〇一一
其他	三九七		五、八二七
△畜産關係	一〇、八八一	四・六	五四四、三七七
家畜組合	一、四九七		七〇、一四六
有畜農業組合	二三〇		一一、一八九
養鶏組合	五、九一三		二九九、七三七

畜牛馬組合	七七九		四八、一八五
養豚組合	一、九〇二		八〇、八八五
牧野改良組合	三四		一、八一八
其の他	五二六		三一、四一九
△山林關係	六七〇	〇・三	四九、五六四
造林組合	四三〇		三七、二〇五
竹林組合	一三八		九、〇七〇
其の他	一〇二		三、二八九
△水産關係	二四七	〇・一	一三、一八九
養魚其他組合	二四七		一三、一八九
△加工關係	六、六七七	二・八	三四〇、四二五
副業組合	五、九三三		二九九、八二七
葉加工組合	二〇三		一〇、一九九
木炭組合	三一三		二二、〇一〇
其の他	二二八		八、三八九
△其の他	七三三	〇・一	三八、三六二
水利關係組合	三〇二		一一、六六七
耕地關係組合	六五		五、三五五
其の他	三六六		二一、三四〇

(2) 非産業關係

衛生組合	一三、一四九	五・六	三一七、一四九
納稅組合	一、二二三		四八、四二一
貯金組合	二、二七九		四六、三七一
其の他	九、二〇一		二〇七、六三六
其の他	四四六		一四、七二一

備考 (農林省農務局「農家小組合ニ關スル調査」昭和十一年刊二六一二七・三三―三四頁)。
 「一般的事業を行ふ小組合」は、農村農家の生産、消費、社會生活其他各般に亙る事業を目的とするもの、又「特殊事業を行ふ小組合」は、特定の事業を目的とするものである。従つて、前者の組合中には後者列擧の各種事業を行ふものを含むものとす。

右の調査によれば、農家小組合の所在は、農事關係及び養蠶關係が最も多く、これに畜産關係を加へたものがその中心的部分を構成してゐる。このことは農家小組合の歴史的關係から見ても當然のことである。但し、その事業内容は、農業生産に於ける商品化の程度が高くなるに伴つて、農業技術に關する事業より漸次商品經濟に照應する販賣並購買事業が發達するのは蓋し必然的な轉化過程である。次に組合員數は、相當多數の重複加入があるので實員數よりも遙かに多くなつてゐると見られるが、右の數はその實數は兎も角として農家小組合に加入してゐる農家が多いことを示す指標である。

かゝる農家小組合の著しき發達は、從來より府縣乃至は農會組織の指導援助によるもの

であつたが、昭和七年より大々的に行はれた政府の農村經濟更生政策が政策實施の據點としてこの農家小組合を見逃す筈がなかつた。即ち、農林省が昭和七年十月六日に發した農村經濟更生計畫の根本方針と云ふべき「農山漁村經濟更生計畫ニ關スル件」に於て、「農村部落ニ於ケル固有ノ美風タル隣保共助ノ精神ヲ活用シ其ノ經濟生活ノ上ニ之ヲ徹底セシメ以テ農山漁村ニ於ケル産業及經濟ノ計畫的組織的刷新ヲ企圖セザルベカラズ」と指示し、この計畫實施の基礎を部落の内部的組織に置いた。而して、その具體的方法としては、前述の如く産業組合法を改正して農事實行組合の團體加入を認め、一方「農山漁村經濟更生計畫樹立方針」に於て、「農事實行組合、養蠶實行組合ハ勿論出荷組合ハ之ヲ農事實行組合トシ産業組合ニ加入セシメ其ノ事業ヲ産業組合ニ連絡統制セシムルト共ニ産業組合ノ團結ヲ鞏固ニシ産業組合ノ相互扶助ノ精神ヲ徹底セシムルコト」とし、又その上「實行組合ノ組合員モ産業組合ニ單獨加入スル様努メシムルコト」を特に強調した。かくて從來産業組合の外部に於て發達した小組合を産業組合に統集する方針を樹て、經濟更生工作の徹底を期した。

右の方針により、産業組合法改正以後産業組合に加入したる法人團體數は左の如くである。

産業組合法加入數（昭和七年—同十一年）

	昭和七年	同 八年	同 九年	同 十年	同十一年
總 數	一七〇	四、〇七〇	九、五二〇	一六、五八四	二三、九三八
信用組合	一六五	三、五四〇	八、〇〇二	一三、五八五	一七、七八五
販賣組合	八九	三、六四〇	九、〇三九	一六、〇九二	二三、三九九
購買組合	九七	三、六八二	八、五九五	一四、〇九一	二〇、三九七
利用組合	八〇	三、一六三	七、五四九	一四、四四八	二一、〇八二

（前掲「産業組合要覽」第二八次—第三四次）

昭和十一年現在に於て二三、九三八の法人加入があり、之を昭和八年調査の農家小組合總數に對照すると、約一〇パーセントの小組合が加入したことになる。但し、その後小組合總數の増加があると見られるので、現在に於ても右の加入率以上には達してゐないであらう。

農家小組合の産業組合加入が捗々しくない原因は、農家小組合の性質よりも寧ろ小組合の指導機關との關係によるものであらう。農家小組合の指導機關別状態を見るに、左の如く農會の指導によるものが壓倒的に多數を占め、小組合發生の歴史的關係を物語つてゐる。

農家小組合の指導機關別狀態（昭和八年）

指導機關別	組合數	百分比
道府縣又は市町村を指導機關とする組合數	四七、三九二	二〇・二%
農會を指導機關とする組合數	一八二、四四五	七七・六
産業組合を指導機關とする組合數	一一、七五一	五・〇
養蠶業組合を指導機關とする組合數	三二、五四二	一三・九
畜産組合を指導機關とする組合數	七、七九〇	三・三
其他	六、四八六	二・七
合計	二三五、〇三六	

（前掲「農家小組合ニ關スル調査」昭和十一年刊一六四頁）。

備考 指導機關相互の間に若干の重複があるので、指導機關別小組合數と總數とは一致せず。

農山漁村經濟更生計畫樹立方針に指示された如く、農家小組合を産業組合に統合するためには、先づその指導機關の整理統一が先決問題である。しかし、産業組合の組織以外にかゝる小組合が鞏固に存在することは、これ等の組合の事業分野に産業組合の事業が及んでゐないことを示すものである。又一方より云へば農産物の商品化を通じて農村に侵入する資本の支配が、産業組合の組織よりも資力の弱い、又より生産に近い部面の組織に手を伸してゐることもその一原因である。この點は産業組合の持つ階級性と共に産業組合に對

する有力なる批判である。

四、消費組合の變質と逆轉

消費組合は昭和六年金輸出再禁止後、物價の騰貴に照應して組織並事業共に若干の増加を見た。しかし、その反面に於て消費組合構成員中に於ける労働者の占める地位が漸次低下の傾向が現れ、又階級運動の線に沿つて組織されてゐた労働者消費組合が相次いで崩壊し、或は摺伏の状態に入つた。

産業組合中央會の調査により、消費組合に關する統計を示すと左の如くである。

市街地購買組合累年概況（昭和五年—同十一年）

昭和五年	昭和六年	昭和七年	昭和八年	昭和九年	昭和十年	昭和十一年
一五一	一六三	一八五	一七七	一九〇	一七八	一八四
一三七、六七九	一三八、一六九	一八九、〇一四	一九九、二八一	二一二、〇九一	二二一、九九四	二三八、九六二
一九、九四五	一七、一八八	一八、四一一	二二、一一九	二五、七六二	三〇、一〇三	三二、八三二

調査組合數

組合員數

購買品賣却高
千圓

〔産業組合中央會「第九回市街地購買組合調査」六一七頁〕。

右の調査表に就て二、三の特徴的な動向を指摘すれば左の如くである。

(一) 調査組合数が年々著しく變動してゐるが、その原因は組合組織の浮動性の強いことを示すものであり、又組織の脆弱性の顯現に外ならない。(二) しかし、組合数が著しく浮動してゐるにも拘らず、組合員数のみは年々確實な増加を示してゐる。このことは基礎の極めて脆弱な小組合と、一方相當堅實な基礎の上に立つて發達しつゝある組合との同時的存在を示すものである。具體的に云へば、労働者乃至は小市民等の組織する小規模の組合が設立され、或は反對に解散をなしつゝある反面に於て、相當大規模の組合が年々確實に組合員を増加し、發達しつゝあるデグザクな状態を示すものである。(三) 購買品賣却高の増加は、組合員数の増加よりも一層に顯著である。この原因は、勿論物價の騰貴もその一原因であるが、更に重要な決定的要因は、組合の組織が購買額の少い小市民層より購買額の多いその上層に向つて移動しつゝある事實を示すものである。

かゝる消費組合組織の變質過程は、その構成員の職業別構成の變化により一層明確に看取することが出来る。農業恐慌前後に於けるその變化を示すと左の如くである。

市街地購買組合員の職業別構成の變化(昭和四年—同十一年)

	昭和四年		同八年		同十一年	
	組合員數 人	百分比 %	組合員數 人	百分比 %	組合員數 人	百分比 %
總數	一三三、〇三五	100	一九九、二六一	100	二二一、九五五	100
官公吏並教員	三二、八一〇	二五	三七、二一九	一九	九一、〇六三	四一
銀行會社員	一五、九六二	一二	一九、五二二	一〇	二四、九八三	二
労働者	四一、四九三	三二	四一、八六九	二〇	五五、五六一	二五
商工業者	一七、二四九	一二	二四、九六五	一二	二一、七六〇	一〇
自由職業者	二、九五九	二	四、三三九	二	三、四九四	二
其の他	三三、六六三	二五	七二、四七七	三六	一五、〇五七	七

(前掲「市街地購買組合調査」第三回・第六回・第八回)。

右の表によれば、組合員の増加は、労働者の増加よりも、俸給生活者就中官公吏並教員の増加が一層著しいことを示してゐる。

消費組合構成員のかゝる異常性は我が國消費組合の一貫せる特徴であるが、更に最近に於ける特に注目すべき變化は、世界大戰後漸く發達の緒に就いた労働者の自主的消費組合が早くも凋落を示すに至つたことである。即ち、労働者の自主的消費組合は、昭和七年の五・一五事件と、同十一年の二・二六事件の二つの重大事件を繞る社會情勢の急變に照應

して、急激な没落が現れた。協調會村山重忠氏の調査により、階級的消費組合の概数と、その中心勢力とも云ふべき全日本労働總同盟（昭和十一年一月日本労働總同盟と全日本労働組合同盟の合同により成立）系の消費組合及び關東消費組合聯盟所屬消費組合の累年概況を示すと左の如くである。

階級的消費組合累年概況（昭和七年—同十一年）

年	組合数			員数		
	労働組合	地域組合	計	労働組合	地域組合	計
昭和七年	?	?	九〇	?	?	二〇、〇〇〇人
同八年	四六	二五	七一	一一、七三一	六、六五八	一八、三八九
同九年	三八	三三	七一	一三、六六八	九、四四九	二三、一一七
同十年			?			?
同十一年	二九	一六	四五	一四、九三〇	二、七六三	一七、六九三

（協調會「労働年鑑」昭和八年—同十一年版）。

全日本労働總同盟系消費組合並關東消費組合聯盟所屬組合累年概況

年	全日本労働總同盟系		關東消費組合聯盟所屬組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
昭和七年	三〇	四、三三三	一八	四、五五〇

配給高

年	全日本労働總同盟系		關東消費組合聯盟所屬組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
昭和七年	三〇	四、三三三	一八	四、五五〇

配給高

年	全日本労働總同盟系		關東消費組合聯盟所屬組合	
	組合数	組合員数	組合数	組合員数
昭和七年	三〇	四、三三三	一八	四、五五〇

配給高

尙大正十一年以來自主的労働者消費組合の牙城として、その統制力を誇つた關東消費組合聯盟は、昭和十二年戦時體制強化の大勢に抗し難く遂に解散し、所屬組合は産業組合陣營に参加して非常時國策の統制下に活動を續けることになつた。

以上の労働者消費組合の外に、昭和四、五年の頃より農民運動の影響下に各地方に於て農民の自主的消費組合が勃興し、關東消費組合聯盟の分身である日本消費組合聯盟の指導下に活躍をなしたが、昭和七年の五・一五事件以後農民運動の方向轉換に照應して漸次沈衰に歸し、解散したものが尠くなかつた。しかし、その後にも農民組合に從屬した農家小組合の如き形態で消費組合活動を續けてゐるものが各地方に散在してゐる（協調會「労働年鑑」昭和十二年版一七九—一八〇頁参照）。

年	組合数	組合員数	配給高
同八年	三〇	四、四四八	六四六、九五五
同九年	一八	五、〇〇二	八三六、三二四
同十年	一五	五、二二二	九一、四一七
同十一年	一五	六、〇七七	九七三、五四六

（前同書）。

備考 全日本労働總同盟系組合は、昭和十年以前は労働總同盟系組合、同十一年は全日本労働總同盟の成立により舊全國労働組合同盟系の一組合が加り、反對に舊労働總同盟系の一組合が解散したので、結局組合数は同数である。

(註一) 日本消費組合聯盟は、昭和五年七月關東消費組合聯盟の提唱により無産者消費組合全國結成準備會が成立し、同七年三月開催の第二回擴大中央執行委員會に於て正式に誕生した。聯盟の目的は「協同組合運動の全國的指導統一を計り加盟組合の取扱品の共同購入、加工、生産並に斡旋をなし、共同出荷、共同利用等の諸事業を指導發展せしめ、以て労働者、農民、勤勞大衆の經濟生活の擁護伸張及び階段戦線の強化のために戦ふ」(規約第二條)のものであつたが、昭和九年頃よりその活動力を失ひ、有名無實の存在となり消滅した。

第六章 戦時體制下の協同組合

昭和十二年七月七日、北平郊外蘆溝橋に於て日支兩軍の間に衝突事件が起り、日支事變の導火線となつた。事變勃發當初我が國は不擴大方針を以て解決を圖つたが、事態は豫期に反して全面的に擴大し、遂に未曾有の事變に展開を遂げた。茲に於て我が國は全力を擧げて事變の目的貫徹のために邁進し、國內の政治經濟全部面に亘つて事變に對應する戦時體制が強化された。

今回の日支事變に對應する我が國經濟編成替進行の後を回顧するに、大體に於て三段の強化の過程を経てゐる。即ち、十二年八月事變勃發直後に第七十二臨時議會が開催され、事變軍費の支出その他各方面に亘る應急的臨時措置に關する對策が執られた。その後事變は益々擴大し、十二年十二月より十三年三月の第七十三議會に於て戦時體制強化に對應する諸般の政策が樹立され、これに關する經費の支出並に法律案が可決された。茲に於て我が國は長期戦に對應する戦時體制が整備された。次に爾後事變の前途尙容易に豫斷を許さず、必然的に大陸經營のために長期に亘る建設工作を必要とし、又一方日ソ間の關係も暗雲低迷し、十三年六月物資動員計畫實施の發表を契機として我が國戦時體制は更に一段と

強化されるに至つた。かくて戦時體制強化は三段の過程を経てその最後のプログラムである國家總動員法發動の方向に進みつゝある。否既にその一部分は現實に實施されてゐるのである。

以上の如き戦時體制編成の過程に於て協同組合は如何に動いたか。亦如何に動きつゝあるかを見る。

産業組合は事變勃發と同時に、周圍の戦時體制編成替に對應し、自から進んでその一環となり事變の進行に備へる態度を執つた。即ち、昭和十二年七月十五日、學國一致國難に當らんとする政府の要望に應へ、「産業組合は此際各種團體とも連絡提携を一層緊密にして非常時局の克服に邁進し報國の誠を竭し度決意に御座候」旨を會頭名を以て道府縣支會長及聯合會長宛に通牒し、又同二十九日事變の發展が容易ならざる形勢となるや、産業組合中央會並各種産業組合團體は連名で、「我が産業組合は其の重大任務に鑑み全機關一致團結し愈々組合の整備充實、組合員の訓練統制に努力すると共に進んで各種團體と提携して時局に對する諸般の施設を銃後國民生活の安定、軍需品の調達等産業組合全機能の發揮に努め以て時難の克服國運の伸張に貢獻」せんことを聲明した。爾後産業組合中央會は次々に生起する銃後對策に就て調査を遂げ産業組合の採るべき方針を定めて指示し、又産業組合中央金庫は臨時資金統制法實施に對應して道府縣信用組合聯合會と共に金融統制團

を設立し、全國購買組合聯合會は物資配給事業に於ける時局對策を樹立して道府縣購買組合聯合會と協力してその實行に當り、その外全國販賣組合聯合會は事變に必需な物資の供出に活動する等各機關共に全機能を擧げて戦時經濟の維持強化に努めつゝある。

尙從來階級的立場を堅持して労働者の消費經濟の擁護活動を續けて來た關東消費組合聯盟は、個々の組合に解體して單獨で産業組合の列に加りて國策の線に沿ふ活動を爲すに至つた。又その他の労働組合に從屬したる労働者消費組合及び農民組合に從屬したる農村消費組合等も、或るものは解散し、又残るものは階級的活動を一切拋棄する等、いづれも一齊にその活動の方向を轉じて銃後活動に主力を注ぐに至つた。

昭和十三年春の第七十三議會は、前に述べた如く戦時體制の整備確立がその中心的問題となり、戦時體制強化の各種法律が制定されたが、その中で産業組合に關係あるものを擧げると、産業組合自治監査法、國民保險法、庶民金庫法、硫安増産及配給統制法、飼料配給統制法、農地調整法、産業組合中央金庫法中改正法律、産業組合中央金庫特別融通及損失補償法中改正法律、臨時農村負債處理法等多數に上つた。これ等の中には從來からの懸案の實現と、臨時的に直接銃後に於ける産業組合活動の強化を目的とするものとの區別があるが、これ等の諸法律の實施に依り産業組合の關係事業は益々多角化し、又産業組合が農民經濟の一層細部に迄入り、國家政策が徹底するに至つたことは云ふ迄もない。但

し、これ等の法律の實施には相當の準備期間が必要であり、又法律實施の効果が實際に現れる迄には可成りの期間を必要とするので、現在迄のところではいづれも未だその準備期にあるものが多い。

次に事變が第三期長期建設の段階に入るや、十三年六月政府は物資動員計畫を實施し、主要物資の配給統制が強化された。産業組合は之に呼應して農村に於ける物資配給機關として、その整備のために産業組合未設置町村解消の方針を定め、七月より九月にかけてこの運動を大々的に展開し、全國に七百餘存在した未設置町村の大部分を解消せしめ、産業組合組織網完成の上に期的の進展を示した。かくて配給統制の強化に照應する産業組合組織は全國の全町村に完備されんとしてゐる。又一方事變の影響に依り物價の騰貴が現れるや、都市に於ける労働者並に俸給生活者その他小市民の間に消費組合に對する關心が昂まり、消費組合發展の曙光が見られ、厚生省に於ても消費組合組織助成の企圖がある様であるが、しかし、事變下に於ける消費組合の發達は農村に於ける産業組合の發達には到底及ぶべくもなく、又食料品に關する限り農産物の國內自給が或る程迄可能なので、その必要も農村の組合組織程には切實ではない。これは云ふ迄もなく我が國の經濟が今尙農業に依存する程度が高いためであり、こゝにも我が國協同組合の特質が現れてゐる。

尙産業組合に於ては、産業組合擴充五ヶ年計畫に次ぐ第二次産業組合擴充三ヶ年計畫を

立案し、事變下に於て實行されてゐる。即ち、昭和十二年一月第四十八回支會役員及主事協議會、同年四月第三十二回全國産業組合大會に於て、第二次産業組合擴充計畫樹立の要綱を審議し、實施の期間を昭和十三年以降三ヶ年間とし、達成目標を左の如く定めた。

- 一、産業組合組織の整備擴大と全系統組織の綜合的運營
- 二、産業組合事業の擴充と其の大衆化
- 三、都市産業組合の發展
- 四、産業組合教育の徹底
- 五、各種團體との聯絡強化

次で産業組合中央會に於て全國的計畫を立案する爲に全國的事業系統機關と協議し、又地方の實際を調査して昭和十二年七月第二次産業組合擴充三ヶ年計畫要綱を發表し、同九月全國支會及道府縣聯合會合同協議會を開催し、全國的計畫の審議決定を爲した。而して、道府縣計畫、聯合會計畫及び組合計畫の樹立遂行に當り特に注意すべき點を左の如く決定した。

- 一、産業組合の倫理的價值を再認識して全産業組合體制の精神力を振起し其の道德的機能の發揮に努むること
- 二、全國的計畫は産業組合の組織の整備、經營の刷新を主眼として樹立し數字的計畫は

全國的統制を要する事項に止めたること

三、道府縣計畫に樹立さるべき數字計畫の範圍を擴大して地方的特色を發揮すると共に數量的擴大の積極化を圖りたること

四、擴充五ヶ年計畫の結果組織及事業に亘り發展の地方的跛行傾向を顯著にしたるを以て第二次擴充計畫に於ては之が平衡化に努むると共に系統機關は水準以下にある地方に對し集中的活動をなすこと

五、産業組合をして農民生活に密着せしむるが爲綜合的部落團體たる農事實行組合の發達を支援すると共に之を基礎單位として産業組合の組織及事業の大衆化の徹底化を期すること

六、利用事業不振の狀況に鑑み之が擴充に努め、特に農村に於ては農事實行組合と提携し産業經濟諸般の設備の充實をなすこと

七、産業組合事業の擴大と複雑化に伴ひ事業系統機關は指導系統と聯携し積極的に事業上の指導を行ふこと

八、産業組合中央會は臨時産業組合審議會を設置し産業組合機構及運營の革新に關する根本問題を審議し其の實行促進を圖ること

右の第二次産業組合擴充計畫の達成目標並に實施方針を、第一次産業組合擴充計畫のそ

れと比較すると、この間に於ける産業組合の顯著なる變化を窺ふことが出来るし、又現在の動きを最も要約した形に於て見ることが出来る。しかし、事變下に於ける一般情勢の變化がより急激なるものがあり、従つて、産業組合はこの擴充計畫の實行よりも寧ろ戰時體制の要求に適應するための諸般の活動に忙殺されてゐる觀がある。だが、この間に於て産業組合事業の發達はそれに依つて一層促進されつゝあることも亦事實である。

かくて産業組合は事變勃發以來戰時體制の一環としての地位を自分から意識し、戰時經濟を擔當する一機關としてその機能の發揮に努めつゝある。又その組織及事業共に一大躍進の過程を辿つてゐる。しかし乍ら、その活動分野は従來と同様主として流通過程に限られてゐることは否定すべからざる事實である。勿論産業組合が戰時體制の一環としてこの分野に於て果す任務も重大であるが、現下の情勢に於て一層痛切なる要求は農業生産力の維持擴充である。即ち、流通過程の諸問題は強制力ある法規に依ればその統制は比較的容易に行ひ得るが、之に反して生産力の統制は極めて困難である。殊に農業部面に於ける分散した零細耕作に於てはそれが特に困難である。勿論産業組合の方針には部落團體である農事實行組合の組織化を通じてその影響力を農業生産部面に迄及ぼすことが示されてはゐるが、しかし、農業生産部面には農家小組合が農會の指導を受けて發達して居り、農家小組合の産業組合化が捗々しくない。又現在の産業組合がこの部面の協同化に適格性を具備

し、その機能を發揮すれば當然その組織化が必然的に農業生産機構内に侵徹される筈であるが、現在の産業組合の機構並に社會的性格等に於て不備な點が少くない。

現在我が國の協同組合が當面してゐる問題は、農業生産力の維持擴充と組合員大衆の生活安定である。事變以來に於ける産業組合の活動もこの點に於ては尙隔靴搔痒の感あるは否定すべからざる事實である。勿論不十分な原因は産業組合の方針の誤りでもなければ、又理事者の怠慢に依るものでないことは明かであり、その基本的原因は、現在の農村の諸關係が産業組合活動の發達を制約してゐるために外ならない。又産業組合並に協同組合一般が現在の農村機構の上に立つものであり、従つて、協同組合独自の力を以て協同組合の活動を制約してゐる諸原因を取除くことは元より不可能のことである。この意味に於て協同組合が自由にその機能を發揚し、その社會的効果を促進するためには、農業政策並に農村諸關係全般に亘る刷新がその前提條件である。又かゝる要望は單に協同組合が要求してゐるのみならず、各方面に於て痛切に要求されてゐるところである。

しかし、それと同時に、協同組合の内部に於ても改革すべき問題が無數に存在してゐるので、農業生産力促進の線に沿つてその改革が必要である。

產業組合叢書

昭和十三年十一月十三日印刷
昭和十三年十二月十六日發行



日本協同組合史

定價九十五錢

外地定價一割増

著者

奥谷松治

發行所

竹内富子
東京市神田區西神田二ノ二

印刷所

堀内印刷所
東京市神田區三崎町二ノ二

發行所

三笠書房

東京市神田區西神田二ノ二
電話九段四〇一三番
振替東京二〇九六番

産業組合叢書刊行に際して

本叢書は産業組合に關する最新の實際知識の供給を企圖するものである。産業組合に關する著書は從來から少しとしない。併し乍ら、最近に於ける産業組合運動の飛躍的發展と、今次の戰時經濟體制の編成以來、産業組合の量的並に質的の變化が著しく、從來の産業組合に關する知識では到底解決の不可能な問題が續出してゐる。本叢書はかゝる新たなる情勢に即して、最も進歩せる學問的水準と、最新の資料とを基礎として、産業組合の理論、歴史、組織、機能、政策、其の他當面の諸問題等を凡ゆる角度より検討し、以て其の具體的な實態を究明せんとするものである。


かゝる學問的事業を完成するために、本叢書は農林省、帝國農會、協調會、農村工業協會及び産業組合中央機關に於て産業組合運動の指導監督並に其の實際に従事する新進の學者及び實際家を動員することが出來た。従つて、本叢書の内容は、讀者に産業組合に關する實際知識を與へると共に、更に當面してゐる諸問題の解決並に今後進むべき方向等に對しても最も適切なる示唆を與へるであらう。産業組合に直接關係を有するものはもとより、産業組合に關心を有する一般知識人に對しても、其の知識的要求を満たすであらう。

發表したものは本叢書計畫の一部分に過ぎない。今後更に繼續して、産業組合に關する綜合的體系に完成せんとするものである。各方面の御援助を期待する次第である。

産業組合叢書 全十卷

新四六判各册
二五〇頁平均
定價一册九十五錢

産業組合概論	帝國農會 事務理事會	東浦庄治
産業組合組織論	農林省山林局 林政課長	蓮池公咲
社會政策と協同組合	協調會參事	村山重忠
日本協同組合史	産業組合 中央組合	奥谷松治
産業組合五ヶ年計畫	産業組合 中央金庫	齋藤龍治
農業金融と産業組合	全國購買組合 聯合會	梶川重光
肥料問題と産業組合	全國米穀販賣 聯合會	相原茂
米・小麥の販賣と産業組合	全國聯合會	松本眞一
國民保險と産業組合	全國聯合會	土屋光一
農村工業と産業組合	農村工業協會	齋藤榮一



購入

2369



6113

